

議第 3 号

第3次山形県特別支援教育推進プランの策定について

第3次山形県特別支援教育推進プランを別添のとおり策定する。

提 案 理 由

平成25年12月の「第2次山形県特別支援教育推進プラン」策定後、現在までインクルーシブ教育システム構築の考え方を踏まえた特別支援教育を推進し、着実に成果を上げてきた。計画期間の5年が経過し、共生社会の形成を目指した交流及び共同学習の実施拡大と合理的配慮の普及や就学前から社会参加まで続く切れ目ない支援の継続など、新たな課題が生じている。また、国においては、障害者差別解消法が施行され、障がいのある人もない人も共に生きる社会づくりを目指した施策が展開されており、障がい者を取り巻く状況も大きく変化してきている。このような課題や社会状況に的確に対応し、特別支援教育をさらに推進していくために、第3次山形県特別支援教育推進プランを策定するため提案するものである。

平成30年3月27日提出

山形県教育委員会

教育長 廣 瀬 渉

第3次山形県特別支援教育推進プラン



アイマスクをつけて盲学校の生徒と共に「フロアバレーボール」に取り組む高校生（山形盲学校における交流及び共同学習）

平成30年3月
山形県教育委員会

目次

I 第3次山形県特別支援教育推進プランの策定にあたって

1 障がい者を取り巻く状況

| | |
|--------------|---|
| (1) 国の動向 | 1 |
| (2) 教育に関わる動き | 2 |
| (3) 社会状況の変化 | 4 |

2 第2次山形県特別支援教育推進プランの成果と課題

| | |
|------------------------------------|----|
| (1) 施策の枠組み1 周知・啓発の推進 | 5 |
| (2) 施策の枠組み2 医療・保健・福祉等と連携した就学前からの支援 | 6 |
| (3) 施策の枠組み3 小中学校、高等学校における特別支援教育の充実 | 8 |
| (4) 施策の枠組み4 特別支援学校における教育の充実 | 10 |
| (5) 施策の枠組み5 社会参加に向けた支援 | 13 |
| (6) 施策の枠組み6 教員の専門性の向上 | 17 |

3 山形県特別支援学校再編・整備計画の進捗状況と課題

| | |
|------------------|----|
| (1) 当面の課題に係る進捗状況 | 20 |
| (2) 長期的な課題への対応 | 20 |
| (3) 今後の課題への対応 | 21 |
| * 注釈 1～26 | 23 |

II 今後の特別支援教育の推進について

1 第3次山形県特別支援教育推進プラン策定の背景と位置付け等

| | |
|---------------------|----|
| (1) これまでの経緯と各プランの役割 | 25 |
| (2) 3次プラン策定の目的 | 27 |
| (3) 3次プランの位置づけ | 27 |
| (4) 計画期間 | 27 |

2 3次プランの基本目標

3 3次プランを推進するための施策の枠組み

4 3次プランの施策の体系

5 施策の方向性と具体的な取組み

| | |
|--|----|
| (1) 施策の枠組み1 共生社会の形成を目指した理解・啓発の推進 | 30 |
| (2) 施策の枠組み2 関係機関と連携した就学前から切れ目なく続く支援体制の構築 | 32 |
| (3) 施策の枠組み3 小中学校等、高等学校における特別支援教育の充実 | 34 |
| (4) 施策の枠組み4 特別支援学校における教育の充実 | 36 |
| (5) 施策の枠組み5 社会参加に向けた支援の充実 | 38 |
| (6) 施策の枠組み6 教員の専門性の向上 | 40 |
| * 注釈 27～30 | 42 |

I 第3次山形県特別支援教育推進プランの策定にあたって

1 障がい者を取り巻く状況

(1) 国の動向

① 障害者の権利に関する条約の発効

我が国は、平成19年9月に「障害者の権利に関する条約」(以下「障害者権利条約」と記す)に署名し、平成26年1月に批准し、同年2月から発効しています。第24条が障がい者の教育に関する内容であり、教育についての障がい者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を実現するため、「障害者を包容するあらゆる段階の教育制度(インクルーシブ教育システム^{*1}: inclusive education system at all levels)及び生涯学習」を確保することと記されています。

また、この権利の実現にあたっては、次のことを確保するよう求められています。

- 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと
- 個人に必要とされる合理的配慮^{*2}が提供されること など

② 障害者基本法の改正

我が国では、障害者権利条約の批准に先立ち国内法の整備を進めるため、平成23年8月に「障害者基本法」を改正しました。第16条が障がい者の教育に関する内容であり、障がい者がその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、次のことを定めています。

- 可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

また、そのために、次のことを求めています。

- (国及び地方公共団体は)障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。
- (国及び地方公共団体は)障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習^{*3}を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。

③ 障害者差別解消法の制定

障害者基本法で規定されている「障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止」及び「社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止」を具体化するものとして、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」と記す)が制定され、平成28年4月から施行されました。

同法は、第7条の「行政機関等における障害を理由とする差別の禁止」において、「障害を理由として障害のない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない」こと、「その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない」ことを規定し、障がいを理由とする差別の解消を推進し、共生社会の実現に資することを目指しています。

本県においても、「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」が、平成28年4月に施行され、障がいを理由とする差別の解消と、誰もが分け隔てなく共に生きる社会の実現に向け、県民総参加で取り組んでいくことになりました。

④ 発達障害者支援法の改正

発達障がい者の支援を充実させるため、平成28年6月に「発達障害者支援法」が改正され、同年8月から施行されました。この改正では、切れ目なく発達障がい者を支援することが特に重要であり、第8条の教育に関する部分では、次のことを規定しています。

- 国及び地方公共団体は、可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮すること
- 個別の教育支援計画の作成及び個別の指導に関する計画の作成を推進すること
- いじめの防止等のための対策の推進をすること

(2) 教育に関わる動き

① 中央教育審議会初等中等教育分科会による報告

国の動向を受け、平成24年7月に、中央教育審議会初等中等教育分科会から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が出されました。

同報告では、共生社会の形成に向けて、障害者権利条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があるとしています。また、インクルーシブ教育システム構築の推進にあたっては、次のことが必要であるとしています。

- 同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備すること。
- 基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

特別支援教育については、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものであり、そのために、以下のアからウまでの考え方に基づき、特別支援教育を発展させていくことが必要であるとしています。

- ア 障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障害のある子どもの教育の充実を図ることが重要である。
- イ 障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められている。このため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要である。
- ウ 特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。次代を担う子どもに対し、学校において、これを率先して進めていくことは、インクルーシブな社会の構築につながる。

このほか、同報告では、就学相談・就学先決定の在り方、障がいのある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備、多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進、特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等について、その在り方や推進の方向性を示しています。

② 学校教育法施行令の改正

国は、中央教育審議会初等中等教育分科会による報告等を踏まえ、平成25年9月に、学校教育法施行令の一部を改正しました。

この改正によって、障がいのある幼児児童生徒の就学先決定については、これまで、学校教育法施行令第22条の3の規定に該当する程度の障がいのある幼児児童生徒は、原則、特別支援学校に就学するとしていた仕組みから、市町村教育委員会が、幼児児童生徒の障がいの状態や教育的ニーズを踏まえ、総合的な観点から就学先を決定する仕組みへと改定されました。

③ 学習指導要領の改訂

文部科学省は、平成29年4月28日、特別支援学校の新たな幼稚部教育要領と小学部、中学部の学習指導要領の全部を改正する告示を公示しました。

今回の改訂では、以下の3つが基本的な考え方として示されています。

- 社会に開かれた教育課程の実現、育成を目指す資質・能力、主体的・対話的で深い学びの視点を踏まえた指導改善、各学校におけるカリキュラム・マネジメント*4の確立など、初等中等教育全体の改善・充実の方向性を重視
- 障害のある子どもたちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視

- 障害の重度・重複化、多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実

また、文部科学省が、インクルーシブ教育システム構築の推進にあたっての基本的な方向性としてきた、「障がいのある子どもと障がいのない子どもができるだけ同じ場で共に学ぶ」ことが進んできていることを踏まえ、「学びの連続性を重視した対応」を教育内容等の主な改善事項として示しています。

加えて、自立と社会参加に向けた教育の充実を図るため、卒業後の視点を大切にしたカリキュラム・マネジメントの計画的・組織的な実施や、幼・小・中学部段階からのキャリア教育^{*5}の充実、生涯学習への意欲向上、生涯を通じたスポーツや文化芸術活動を通じた生活の質の向上などを示しています。実施に向けたスケジュールは、以下のとおりです。

- 幼稚部は、平成30年度から全面实施
- 小学部は、平成30から31年度が移行期間、平成32年度から全面实施
- 中学部は、平成30から32年度が移行期間、平成33年度から全面实施
- 高等部は、今後、高等学校学習指導要領と一体的に改訂が進められる予定

(3) 社会状況の変化

① 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催

平成25年9月に開かれたIOC総会において、2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市として、東京が選出されました。

このようなスポーツの祭典が東京で開催されることを受け、教育の分野においても、この大会を契機として、障がい者スポーツの振興や芸術文化教育・ボランティア教育等の充実が求められています。

② 特別支援教育の生涯学習化に向けての文部科学大臣メッセージ

平成29年4月、松野文部科学大臣は、障がいのある人たちが、学校卒業後も生涯を通じて教育や文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう、教育施策とスポーツ施策、福祉施策、労働施策等を連動させながら支援していくことが重要とする「特別支援教育の生涯学習化」に向けたメッセージを発信しました。

③ 山形県手話言語条例の制定

手話の普及を推進し、ろう者^{*6}とろう者以外の者が共生することのできる地域社会の実現を目指して「山形県手話言語条例」が制定され、平成29年3月21日に施行されました。その第11条では、ろう児等が通学する学校の設置者に対して、学校における手話の普及に努力するよう記されています。

2 第2次山形県特別支援教育推進プランの成果と課題

(1) 施策の枠組み1 周知・啓発の推進

- 障がいのある子どものライフステージに応じて、保護者や広く県民への周知・啓発を行い、特別支援教育への理解を深める。
- 福祉、医療、保健、労働等の関係機関や市町村教育委員会等との連携を図りながら、インクルーシブ教育システムの考え方を踏まえた特別支援教育の推進について、広く周知・啓発を図る。

<成果>

① ライフステージに応じた情報提供

「特別支援教育フォーラム」を開催し、保護者、教員、その他関係者等延べ約900名が参加。インクルーシブ教育システムの考え方と特別支援教育について広く理解を図りました。平成28年度には、リーフレット「学校における合理的配慮」を作成し、幼稚園・保育所から高等学校に至る全ての保育・教育の機関に配布してライフステージに応じた合理的配慮の必要性を周知しました。

[山形県特別支援教育フォーラム開催状況]

| | | |
|--------|------------------------|-------|
| 平成26年度 | 2会場（村山、庄内）テーマ(2次プラン説明) | 約400名 |
| 平成27年度 | 2会場（置賜、最上）テーマ(2次プラン説明) | 約300名 |
| 平成28年度 | 1会場（村山）テーマ(合理的配慮) | 約200名 |
| 平成29年度 | 1会場（村山）テーマ(交流及び共同学習) | 約150名 |

② インクルーシブ教育システムの考え方を踏まえた特別支援教育の推進についての周知・啓発

インクルーシブ教育システムの考え方を踏まえた特別支援教育の推進について周知・啓発するためのリーフレットを作成し、幼稚園・保育所、小中学校等、高等学校の保護者や関係機関に配布するとともに、県や市町村の医療、保健、福祉、労働、教育などの関係機関と連携して広く県民に周知しました。

③ 交流及び共同学習の推進

特別支援学校と地域の小中学校等との学校間交流については、活力あふれる特別支援学校づくり推進事業を活用し、地域との絆を深める取組みとして地域の特性を活かした多様な交流が行われ、それぞれ成果を上げています。また、特別支援学校の児童生徒が居住地にある小中学校で行う交流にも取り組む学校が増えてきました。

[特別支援学校の児童生徒の居住地の小中学校での交流実績]

| | H24 | | H28 |
|--------------|------|---|------|
| 小学校での交流 | 143件 | ➡ | 121件 |
| 中学校での交流 | 23件 | ➡ | 13件 |
| 実施した特別支援学校の数 | 8校 | ➡ | 11校 |

<課題>

① ライフステージに応じた支援の提供に係る理解推進（合理的配慮等の理解推進）

「障害者差別解消法」の施行を受け、「不当な差別的取扱い^{*7}の禁止」や「合理的配慮の提供」について関心が高まり、県や市町村、学校等においても研修会が開催されています。しかし、合理的配慮の具体的な内容や検討・提供の進め方等については、保護者も教員も、まだ理解が十分ではなく、担当となった教員が対応に苦慮することがあります。

② インクルーシブ教育システムの考え方を踏まえた特別支援教育に関する更なる周知・啓発

合理的配慮への関心が高まる一方、インクルーシブ教育システムの考え方や共生社会の形成に向けた理解はまだ十分とは言えない状況であり、これらの周知啓発には、今後も継続して取り組んでいくことが必要です。また、障がいのある子どもたちの学びの場が多様化する中で、あらゆる学びの場の担当者が、インクルーシブ教育システムの考え方を踏まえた特別支援教育について理解することが必要です。

③ 交流及び共同学習に関する理解啓発と実施の拡大

各特別支援学校においては、多様な交流及び共同学習が取り込まれるようになりました。その際に、特に居住地校交流^{*8}では、児童生徒の実態や障がいの状態、保護者の意向、受け入れ先となる小中学校等の事情等からなかなか実施に至らないケースもあり、その意義や目的を含め、交流及び共同学習についてより一層理解啓発を図っていく必要があります。

また、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が互いに理解し合い、個々の多様性を認め共に生きる社会の担い手となるよう、特別支援学級と通常の学級や特別支援学校と小・中・高等学校等との間で、交流及び共同学習を更に広げていくことが必要です。

（２） 施策の枠組み 2 医療・保健・福祉等と連携した就学前からの支援

- 医療、保健、福祉機関との連携のもと、幼稚園・保育所等が幼児及び保護者を適切に支援し、円滑な就学とその後の一貫した支援につなげていく体制を整備する。
- 一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場への円滑な就学や継続的な就学支援につながる早期からの相談体制を整備する。

<成果>

① 幼稚園・保育所等における支援体制の整備

各年度3市町をモデル地区に指定し、平成25年度から3か年で国委託事業「早期からの教育相談・支援体制構築事業」を実施し、各市町の支援のため域内の特別支援学校に早期支援コーディネーター^{*9}を配置しました。いずれの市町でも、本事業が十分に活用され、園内委員会の設置や特別支援教育コーディネーター^{*10}の配置、子どもの実態把握や個別の指導計画の作成・活用等、子どもや保護者に適切に対応するための体制整備が進みました。平成28年度からは、国1/3補助の別事業に切り替わり、早期支援コーディネーターを配置しない「早期支援連携事業」として事業を再構築し取組みを継続してきました。

[早期からの教育相談・支援体制構築]

| | |
|-----|--------------|
| H25 | 寒河江市、金山町、大江町 |
| H26 | 大江町、舟形町、尾花沢市 |
| H27 | 舟形町、尾花沢市、飯豊町 |

[早期支援連携]

| | |
|-----|---------|
| H28 | 飯豊町、庄内町 |
|-----|---------|

[地域の教育資源活用連携]

| | |
|-----|---------|
| H29 | 南陽市、庄内町 |
|-----|---------|

② 関係機関との連携による早期からの一貫した支援体制の構築とその成果の発信

上述のモデル地区においては、連携会議、研修会、特別支援学校の教員による巡回支援等が実施され、幼稚園・保育所において、障がいのある子どもへの指導・支援について理解が進みました。また、特別な支援が必要な子どもには、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成して指導・支援を行い、就学の際にこれを引き継いで市町内の医療・保健・福祉等の関係機関が連携して支援する仕組みが構築されつつあります。

[幼稚園・保育所等への巡回相談件数] ※ モデル地区で行う巡回支援を含む

| | | | | | |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 年度 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
| 件数 | 71件 | 59件 | 63件 | 72件 | 52件 |

③ 幼児を対象とした日常的な相談体制の拡充

障がいのある子どもの発達相談（にこにこ相談）を県内7か所で年4回実施するとともに、地域教育相談事業として県内5か所（米沢、長井、天童、鶴岡、県教育センター）に地域相談窓口を設置して相談・支援を実施し、大変多くの方から活用いただきました。

[にこにこ相談の相談件数]

| | | |
|----|------|------|
| 年度 | H24 | H28 |
| 件数 | 128件 | 134件 |

[地域教育相談窓口の相談件数]

| | | |
|----|-------|-------|
| 年度 | H24 | H28 |
| 件数 | 1662件 | 1484件 |

④ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な就学のための支援

平成25年9月に、就学先決定の仕組みの変更や保護者及び専門家の意見聴取義務の範囲拡大などを主な内容とする学校教育法施行令の一部改正が行われ、これを受けて、平成26年3月に、これまでの「就学指導の手引」を改訂して「教育支援の手引」を作成し、障がいのある子どもに対する教育支援と就学手続等について周知してきました。

[教育支援地方研究協議会開催状況] ※ 県内4地区4会場で毎年実施

| | | |
|-----|----|---------------|
| H25 | 会場 | 上高養、新養、米養、鶴高養 |
| H26 | 会場 | 山盲、新養、米養、鶴養 |
| H27 | 会場 | ゆきわり、新養、米養、酒特 |
| H28 | 会場 | 山養、新養、米養、鶴高養 |
| H29 | 会場 | 山麓、新養、米養、鶴養 |

<課題>

① 就学前から就労に至るまでの切れ目ない支援の仕組みの構築

これまでは、早期の相談・支援体制の構築を重点に進めてきましたが、これからは、就学前から就労まで続く切れ目ない支援の仕組みの構築が求められています。

② 関係機関との連携による早期からの一貫した支援体制の構築の更なる推進

各市町村において早期からの支援体制が構築されつつありますが、取り組み状況には差があります。また、就学前から就労まで続く切れ目ない支援という視点では、まだ取り組まれていない市町村がほとんどであり、今後働きかけていく必要があります。

③ 幼児を対象とした日常的な相談体制の充実

にこにこ相談や地域相談窓口については、関係機関等にリーフレットを配布し周知に取り組んでいますが、保護者等が、いつでも必要なときに気軽に活用し、悩みの解消等が図られるよう体制を整備していく必要があります。

④ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な就学のための支援の充実

就学の仕組みが変わり、市町村における教育支援の手続においては、本人・保護者等に情報を提供し、丁寧に合意形成を進めていく必要があります。また、就学後も、合理的配慮の内容や学びの場等については、適切であるかどうか検討を行っていく必要があります。

(3) 施策の枠組み3 小中学校、高等学校における特別支援教育の充実

- 学校経営の重点として特別支援教育を位置づけ、全教職員の適切な理解のもと、校内支援体制を強化し、通常の学級及び通級による指導、特別支援学級の充実を図る。

<成果>

① 特別な教育的ニーズに応えるための校内体制の機能強化

平成29年度の調査では、特別支援教育コーディネーターの指名率は100%となり、校内委員会についても、全ての公立学校において、特別支援教育コーディネーターを核とした校内委員会^{*11}の取組みがなされるようになりました。また、大学教授や臨床心理士等の外部専門家を活用した独自の取組みを行う市町村も多くなってきました。

② ユニバーサルデザイン^{*12}の視点を取り入れた授業改善

県教育センターが作成した「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりハンドブック」を活用した授業改善の取組みが、各教育事務所、市町村教育委員会において進められ、小中学校等でもユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業が増えてきました。

③ 個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用と引継ぎ

会議・研修会等、様々な機会を通して周知し、各教育事務所、各市町村教育委員会においても積極的に働きかけてきたことにより、個別の指導計画、個別の教育支援計画ともに作成率が上がってきています。

【個別の指導計画を作成している公立園・学校の割合】

| | H24 | | H29 |
|------|-----|---|-------|
| 幼稚園 | 56% | ➡ | 87.5% |
| 小学校 | 90% | ➡ | 100% |
| 中学校 | 85% | ➡ | 100% |
| 高等学校 | 63% | ➡ | 95.3% |

④ 高等学校における特別支援教育のさらなる推進

平成26年度からは、国1/3補助を活用し、特にニーズの高い県立高等学校13校に特別支援教育支援員を配置し、個々の特別な教育的ニーズに応じた支援を行ってきました。また、新庄北高等学校最上校を指定校とし、平成27年度から3か年計画で、国委託事業「高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育充実モデル事業」を実施し、高等学校における通級による指導の導入に向けた研究を進めてきました。

[高等学校の特別支援教育支援員の配置]

| | | |
|------|-----|-----|
| 年度 | H24 | H29 |
| 配置人数 | 7人 | 15人 |

⑤ LD*¹³、ADHD*¹⁴等を対象とする通級指導教室の充実 <新規>

障がいによる個々の学習上又は生活上の困難を改善・克服するための学習の場として、小学校への通級指導教室の拡充と中学校への通級指導教室の導入を進めてきました。

[通級指導教室数]

| | | |
|---------|------------------|------------------|
| 対象 \ 年度 | H24 | H29 |
| 言語障がい | 28教室 | 30教室 |
| LD、ADHD | 10教室 (小10・中0) | 24教室 (小19・中5) |

⑥ 特別支援学級の適切な教育課程編成等の推進

特別支援学級教育課程研究協議会を県内2会場（最上・庄内地区で1会場、村山・置賜地区で1会場）で開催し、適切な教育課程の編成と実施について説明を行ってきました。また、県教育センターの出前講座や特別支援学校のセンター的機能*¹⁵活用等によって、個々の障がい種に応じた適切な教育課程の編成等について助言してきました。

<課題>

① 特別な教育的ニーズに応えるための校内体制の機能強化

ほぼ全ての学校で、特別支援教育コーディネーターの指名と校内委員会の設置がなされ、校内体制が整備されてきていますが、今後は、特別支援教育コーディネーターの専門性の向上を図り、特別支援教育コーディネーターを核としたチーム支援体制を更に強化していく必要があります。

② ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業改善

小中学校等においても、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業が多く取り組まれるようになってきました。一方では、配慮を必要とする子どもが在籍していても効果的な配慮がなされていない学級もまだあり、逆に、過剰に意識しすぎて、不要な配慮をしている学級もあります。正しく理解してもらい効果的に取り組んでもらうようにしていく必要があります。

③ 個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用と引継ぎ

個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成率は向上してきていますが、通常の学級の

特別な支援が必要な子どもについては、なかなか作成が進まない状況があります。今後は、通常の学級の児童生徒も含め特別な教育的支援を必要とする全ての子どもについて作成が進むよう取り組んでいく必要があります。また、小から中へ、中から高へと進むに従って作成率が下がる傾向がありますので、切れ目ない支援の実現に向けて、個別の指導計画・個別の教育支援計画を作成し、引き継いでいくことを推進していく必要があります。

④ 高等学校における特別支援教育のさらなる推進

「高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育充実モデル事業」の研究成果をもとにして、平成30年度から制度化される高等学校における通級による指導の実施に向けて検討を進めるとともに、高等学校における特別支援教育の在り方等についても検討し、就労までの切れ目ない支援の実現に向けて、高等学校における特別支援教育を推進していくことが必要です。

⑤ LD、ADHDを対象とする通級による指導^{*16}の充実

通級による指導の担当教員の定数化を受けて、各地区において、他校通級等の工夫も含めて効果的に通級指導教室が運営されるよう取り組んでいく必要があります。また、担当教員は、初めて担当する教員が多いため、専門性の向上に向け、教材や指導内容・技術等の蓄積と共有を図っていくことが必要です。

⑥ 特別支援学級の適切な教育課程編成等の推進

特別支援学級についても、通級指導教室担当教員と同様に初めて特別支援教育を担当する教員が担任となることが多いため、担任となる教員の育成や専門性の向上をより一層図っていくことが必要です。特に、自閉症・情緒障がい特別支援学級の教育課程の編成については、なかなか理解が進まない状況があるので、適切な教育課程の編成と実施に向けて理解促進に取り組む必要があります。

(4) 施策の枠組み4 特別支援学校における教育の充実

- 障がいの重度・重複化、多様化に対応し、一人ひとりの自立と社会参加を目指した取組みを一層推進する。
- 「山形県特別支援学校再編・整備計画」を着実に推進し、特別支援学校の諸課題の改善を図る。

<成果>

① 「山形県特別支援学校再編・整備計画」の推進

「山形県特別支援学校再編・整備計画」の進捗状況と課題（P. 20～）に記載

② 一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育課程の工夫・改善

インクルーシブ教育システム推進事業によって山形養護学校に外部専門家（作業療法士）を配置し、特に発達障がいや精神障がいのある児童生徒の指導について指導・助言を受けることができるようにし、教員の専門性向上を図ってきました。

また、特別支援学校の教育課程研究協議会や計画指導、その他公開授業研究会等を通して一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育課程の編成と実施について指導・助言を行ってきました。

③ 一人ひとりに応じたキャリア教育・職業教育^{*17}の推進

平成26・27年度に、鶴岡高等養護学校と鶴岡南高等学校山添校（旧山添高等学校）をモデル校として指定し、国委託事業「キャリア教育・就労支援等の充実事業」を実施し、現場実習先及び就労先の開拓や理解啓発、生徒一人ひとりの発達段階に応じたキャリア教育・職業教育を実施してきました。平成28年度には、楯岡特別支援学校、楯岡特別支援学校大江校、新庄養護学校、左沢高等学校をモデル校として指定し、1年間のみの事業となりましたが、地域を移して同様の取組みを行いました。

④ 医療的ケア^{*18}の充実

対象児童生徒が在籍する特別支援学校については、看護師を配置して吸引や注入等の医療的ケアを実施してきました。また、安全で適切な医療的ケアの実施に向け、県教育委員会として、年2回、各実施校に出向いて「医療的ケア実施校運営会議」を開催し、学校医をはじめとする関係者間で課題を共有し、解決に向けた協議を行ってきました。また、実施校において、「医療的ケア安全委員会」を随時開いて具体的なケアの内容や個別のマニュアル等を検討するとともに、ヒヤリハット事例を関係者で共有し、ミスや事故のない安全な実施に努めてきました。

【医療的ケアに係る看護師の配置数】

| | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 配置校 | 5校 | 7校 | 7校 | 7校 | 7校 | 8校 |
| 対象児童生徒数 | 23名 | 29名 | 31名 | 31名 | 35名 | 42名 |
| 看護師配置数 | 9名 | 12名 | 13名 | 13名 | 14名 | 18名 |

⑤ センターの機能の発揮

地域において、各特別支援学校がセンター的機能を発揮し、幼稚園・保育所、小中学校等、高等学校を対象とした相談・支援を実施してきました。学校によって差はありますが、どの特別支援学校も、可能な限り要請に応じています。要請を受ける内容は多様化しており、個々の児童生徒の相談・支援だけでなく小中学校等で行われる特別支援教育に関する研修会や児童生徒を対象とした出前授業の講師等の要請も増えてきています。

⑥ 「地域との絆づくり」をテーマとした学校づくりの推進

平成25年度から4か年計画で、「地域との絆づくり」をテーマにした「活力あふれる特別支援学校づくり推進事業」を展開しました。地域の行事や祭りに参加するなど、各校で工夫した取組みが継続され、地域に根ざした特別支援学校づくりが進みました。

⑦ 施設設備の改善・改修

幼児児童生徒の多様なニーズに応えられるよう、平成25年度以降は、次のような施設改修と設備整備を行いました。

[施設改修]

| | |
|-----|--|
| H25 | 楯岡特別支援学校 校舎増築 4分校 校舎改修 |
| H26 | 楯岡特別支援学校大江校校舎改修 |
| H27 | 村山特別支援学校 校舎、給食調理施設増築及び駐車場整備 楯岡特別支援学校 体育館、プール棟増築、駐車場整備 |
| H28 | 村山特別支援学校・山形聾学校共用グラウンドの整備 楯岡特別支援学校グラウンドの整備 米沢養護学校西置賜校の整備（長井工業高等学校の改修） |

[設備整備]

| | |
|-----|--|
| H25 | 山形盲学校 人体模型 山形養護学校 自立活動教材 楯岡特別支援学校 音楽教材一式 |
| H26 | 鶴岡養護学校 窯業用電気窯 |
| H27 | 新庄養護学校 無線LAN環境整備 |
| H28 | 米沢養護学校 集塵機整備 |
| H29 | 新庄養護学校 就労コース福祉教材 米沢養護学校 作業学習教材 |

<課題>**① 「山形県特別支援学校再編・整備計画」の推進**

「山形県特別支援学校再編・整備計画」の進捗状況と課題（P. 20～）に記載

② 一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育課程の工夫・改善

外部専門家（作業療法士）の配置については、まだ取組みを始めたばかりですが、配置校から有効であるとの声をいただいています。特別支援学校においても、このような外部専門家の活用を検討したり、他機関と連携したりして、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育課程の工夫・改善を進めていくことが必要です。

③ 一人ひとりに応じたキャリア教育・職業教育の推進

これまでモデル校を指定して取り組んできた国委託事業「キャリア教育・就労支援等の充実事業」が終了したことから、今後は、これまでの成果を他の地域にも波及していく取組みが必要です。

④ 医療的ケアの充実

医療的ケアの対象となる児童生徒は年々増加しており、また、複数の医療行為を必要とする児童生徒が増加しています。さらに、人工呼吸器への対応等医療的ケアの内容は複雑化しています。このような状況に対応し安全かつ適切な医療的ケアを実施するためには、必要な専門性を身に付けた看護師を確実に配置していくことが課題です。

⑤ センターの機能の発揮

各地域においては、特別支援学校のセンター的機能を活用した巡回相談・支援の要請が増えているところですが、一方で、各特別支援学校においては、長年相談・支援を担当し

てきた教員が退職するなどして学校を離れるケースが増え、後任となる人材の育成・確保が喫緊の課題となっています。また、在籍する児童生徒の障がいの重度化・重複化に伴い、特に知的障がい特別支援学校においては、巡回相談や巡回支援を担当する教員であってもなかなか学校を空けられない状況があります。それでも可能な限り地域の要請に応じるようにしていますが、学校や担当教員の負担感にも配慮していく必要があります。

⑥ 「地域との絆づくり」をテーマとした学校づくりの推進

「地域との絆づくり」をテーマとして4年間取り組んできたことで、どの学校でも地域との関係づくりが進みました。一方で、障がいが重度の児童生徒にとっては、このテーマでは取り組めることが限られ、主体的な活動を組むのが難しいとの意見も寄せられていました。また、地域や居住地等と関係づくりを進めていく上では、障がいや障がいのある子どもについて、もっと理解していただく必要があるとの意見も寄せられています。

⑦ 施設設備の改善・改修

幼児児童生徒の教育における多様なニーズに応えられるよう、今後も、必要性和緊急性を十分確認し、施設改修と設備整備を行っていく必要があります。

(5) 施策の枠組み5 社会参加に向けた支援

- 共生社会の実現を目指し、障がい者の職業自立・社会参加に向けてキャリア教育や職業教育、進路指導の充実を図り、一般就労及び地域社会への移行を推進していく。
- 学校生活から社会生活への円滑な移行や職場への定着に向けて、労働や福祉等の関係機関や地域社会との連携をさらに深めていく。

<成果>

小中学校、高等学校における取組み

① 社会性の育成

高等学校における取組みとして、国委託事業を活用して、霞城学園高等学校や鶴岡南高等学校山添校（旧山添高等学校）において、ライフスキルトレーニング*¹⁹やソーシャルスキルトレーニング*²⁰を導入し、一定の成果を上げることができました。また、新庄北高等学校最上校が、平成27年度から文部科学省の研究指定校となり、一斉指導により学級全体でソーシャルスキルの学習を行うほか、特別な支援が必要な生徒に対して、通級による自立活動の指導を行うなど、卒業後の社会参加を見据えた社会性の育成に取り組んでいます。

② 高等学校における就労支援の充実

鶴岡南高等学校山添校では、国委託事業を活用して、地域人材を活用した就労体験学習が実施され、就労に向けた準備として、体験型の学習が大変効果的であることが明らかにされました。また、就労意識が十分に育っていない障がいのある生徒に対して、産業現場等における実習が効果的であるとの実践事例が報告されました。

特別支援学校における取組み

① キャリア教育の充実

各特別支援学校においては、「キャリア教育全体計画」を作成し、小学部から高等部に至るまで、系統的かつ一貫したキャリア教育がなされるよう取り組んでいます。県教育委員会としても、県立特別支援学校計画指導や県特別支援学校教育課程研究協議会等の機会を捉えて、どの特別支援学校においても適切に取り組まれるよう指導・助言しています。

② 「職業」や「作業学習」を通じた職業教育の充実

「職業」や「作業学習」の学習においては、どの作業種にも共通する就労に必要な力を育成することを追求するとともに、社会の変化や多様なニーズに応じた新たな作業種を設けるなど、学習内容の改善・開発に取り組んできました。例えば、米沢養護学校のコーヒーの焙煎及びドリッパーバックの製作は、必要な道具が揃えば少ないスペースでも取り組むことができ、香りの良いコーヒーはバザーや販売会でも大変好評でした。

③ 関係機関と連携した就労支援の充実

労働や福祉の関係機関においても、障がい者への支援が充実してきており、各特別支援学校においては、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、その他の支援機関等と緊密に連携し、生徒一人ひとりに応じた進路指導が行われています。加えて、地域別戦略会議を開催し、地域毎に関係機関と各特別支援学校が情報を共有し就労に関する課題解決に向け、協力して取り組んでいます。

また、国委託事業を活用し、モデル校に就職支援コーディネーターを配置して積極的に地域の企業や事業所を訪問し、実習先及び就労先の開拓に努めてきました。

[就職支援コーディネーター配置校・連携校]

| 年度 | 配置校 | 連携校 |
|-----|----------|--------------------------------------|
| H26 | 鶴岡高等養護学校 | 鶴岡養護学校 |
| H27 | 鶴岡高等養護学校 | 鶴岡南高等学校山添校 鶴岡養護学校、新庄養護学校、酒田特別支援学校 |
| H28 | 楯岡特別支援学校 | 楯岡特別支援学校大江校、新庄養護学校、左沢高等学校 |
| H29 | 楯岡特別支援学校 | 楯岡特別支援学校大江校、新庄養護学校、左沢高等学校 |

※ H29からは、国 1/3 補助事業となり「就労支援コーディネーター」の名称で配置

④ 就労コースの設置

平成29年4月に、新庄養護学校の高等部に開設した「就労コース」は、デュアルシステム^{*21}による実習により各事業所での実習を展開し、計画的かつ実践的な実習により地域の企業や事業所等で働く力を着実に育てています。協力企業も増えてきて、業種も多岐にわたっています。

⑤ 一般就労等雇用契約に基づく就労をする生徒の増加

高等養護学校以外の知的障がい特別支援学校高等部において、企業・事業所等への一般就労や就労継続支援A型^{*22}事業所への就労など雇用契約に基づく就労をする生徒が多くなってきました。

[知的障がい特別支援学校高等部の一般就労及び福祉的就労*²³実数] (高等養護学校を除く)

| 就労先 | | 年度 | | | | |
|---------------------------|-------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
| 一般就労 | | 8名 | 8名 | 8名 | 13名 | 19名 |
| 福祉的 就労 | 就労移行支援* ²⁴ | 2名 | 6名 | 17名 | 8名 | 17名 |
| | 就労継続支援A型 | 5名 | 12名 | 3名 | 4名 | 7名 |
| | 就労継続支援B型* ²⁵ | 28名 | 31名 | 21名 | 32名 | 22名 |
| 合計 | | 43名 | 57名 | 49名 | 57名 | 65名 |
| 一般就労+A型の計 (雇用契約に基づく就労) | | 13名 | 20名 | 11名 | 17名 | 26名 |

[高等養護学校の一般就労及び福祉的就労実数]

| 就労先 | | 年度 | | | | |
|---------------------------|----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
| 一般就労 | | 35名 | 37名 | 31名 | 35名 | 30名 |
| 福祉的 就労 | 就労移行支援 | 2名 | 1名 | 2名 | 2名 | 4名 |
| | 就労継続支援A型 | 3名 | 5名 | 4名 | 4名 | 4名 |
| | 就労継続支援B型 | 1名 | 0名 | 3名 | 3名 | 2名 |
| 合計 | | 41名 | 43名 | 40名 | 44名 | 40名 |
| 一般就労+A型の計 (雇用契約に基づく就労) | | 38名 | 42名 | 35名 | 39名 | 34名 |

[特別支援学校高等部卒業生の進路先] (高等養護学校、専攻科を含む)

| 進路先 | | 年度 | | | | |
|------------------------|----------|------|------|------|------|------|
| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
| 進学 | | 4名 | 2名 | 4名 | 5名 | 3名 |
| 一般就労 | | 45名 | 53名 | 41名 | 54名 | 53名 |
| 福祉的 就労 | 就労移行支援 | 5名 | 9名 | 20名 | 11名 | 22名 |
| | 就労継続支援A型 | 8名 | 17名 | 8名 | 9名 | 11名 |
| | 就労継続支援B型 | 32名 | 37名 | 27名 | 38名 | 28名 |
| 施設入所・通所・生活介護等福祉サービスの利用 | | 45名 | 39名 | 48名 | 53名 | 46名 |
| 在家庭・入院継続 | | 12名 | 10名 | 10名 | 14名 | 6名 |
| 卒業生数 | | 151名 | 167名 | 158名 | 184名 | 169名 |

⑥ ニーズに応じた福祉サービスの利用

個別の教育（移行）支援計画のもと、一人ひとりのニーズに応じて、福祉的就労や福祉サービスの利用が行われています。

県教育委員会等の取組み

① 障がい者の受入れ促進

知的障がい者の長期雇用制度の活用を進め、県立の教育関係施設等における障がい者の雇用を促進し、障がい者雇用率の向上に努めてきました。また、特別支援学校の現場実習を積極的に受け入れ、県教育委員会内に障がい者を雇用しようとする機運を醸成し、更なる障がい者の雇用促進に取り組みました。

[県教育委員会の障がい者雇用率]

| 年度 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 障がい者雇用率 | 2.11% | 2.30% | 2.20% | 2.15% | 2.20% | 2.31% |
| 全国順位 | 5位 | 2位 | 17位外 | 31位 | 26位 | 11位外 |

※ H27についても9/16に2.20%となり、障がい者の法定雇用率*²⁶の未達成機関ではなくなっています。

※ 参考 [全国と山形県の一般企業の障がい者雇用率]

| 年度 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 全国 | 1.69% | 1.76% | 1.82% | 1.88% | 1.92% | 1.97% |
| 山形県 | 1.64% | 1.79% | 1.88% | 1.93% | 1.96% | 2.03% |

② ステップアップ雇用事業の継続

特別支援学校の卒業生を特別支援学校の授業補助員として雇用し、就労意欲や就労に必要なスキルを高めることにより、職場を移行して一般就労ができるようステップアップ雇用事業を継続しています。

[障がい者雇用の進展事業(H20)・ステップアップ雇用事業(H21～)]

| 年度 | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|----------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 授業補助員雇用数 | | 5名 | 6名 | 5名 | 6名 | 5名 |
| 内訳 | 次年度継続者数 | 5名 | 2名 | 1名 | 3名 | 1名 |
| | 一般就労移行者数 | 0名 | 1名 | 0名 | 3名 | 1名 |
| | 福祉就労移行者数 | 0名 | 3名 | 2名 | 0名 | 2名 |
| | その他(未定・離職等) | 0名 | 0名 | 2名 | 0名 | 1名 |

<課題>

小中学校、高等学校における課題

① 社会性の育成

特別支援学級や通級指導教室で学ぶ児童生徒のほか、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対しても、将来の自立と社会参加を見据えた段階的な指導を行うことが課題となっています。そのために、幼少期から家庭と連携して見通しのある継続的な指導により、将来社会人として必要とされる社会性を育てていく必要があります。

② 高等学校における就労支援

高等学校に在籍している発達障がいなど特別な支援を必要とする生徒は、人との関わり方やコミュニケーション等に課題があるために就労において困難が生じる場合が多く、就労に向けた支援の充実が引き続き課題となっています。

特別支援学校における課題

① キャリア教育の充実

キャリア教育の充実のためには、できるだけ早期から将来の自立と社会参加を見据えた教育に努めていくことが必要です。このことは、学校の指導だけで実現できるものではなく、家庭の理解と協力を得ながら計画的かつ継続的に指導していく必要があります。

② 「職業」や「作業学習」をととした職業教育の充実

職業教育のための教室や設備が不足している特別支援学校があり、特別教室を作業学習の教室に転用したりしています。各校とも、限られたスペースで工夫して職業教育を行っていますが、今後も職業教育設備の整備・充実に努めていく必要があります。

③ 関係機関と連携した就労支援の充実

特別支援学校に配置している就職支援コーディネーターによる地域の企業や事業所訪問は、確実に現場実習先及び進路先の開拓につながっています。背景には、これまで障がい者の雇用に消極的だった雇用主が、就職支援コーディネーター等の働きかけによって考え方を換え、障がい者の雇用に前向きになったことが影響しています。まだ就職支援コーディネーターを配置していない地域への対応等、今後の展開を検討していく必要があります。

④ 個別の教育（移行）支援計画の有効活用

進路先や福祉・労働の支援機関との個別の教育(移行)支援計画の引継ぎが行われるようになってきました。今後は、このような取組みを継続するとともに、円滑な連携のための工夫が必要です。

県教育委員会等における課題

障がい者の受入れ促進とステップアップ雇用事業については、今後も継続して取り組むべきものであると考えます。これらの取組みを通して障がい者の雇用をより一層促進し、障がい者雇用率の向上を図っていく必要があります。

(6) 施策の枠組み6 教員の専門性の向上

- 多様な学びの場で特別支援教育が充実していくよう、すべての教職員に対して特別支援教育の研修受講を推進する。
- 管理職、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任等、特別支援教育を推進する上で重要な担い手となる教職員の、職種や校務分掌に応じた専門性の向上を図る。

<成果>

① 特別支援学校教諭免許状の保有率の促進

特別支援学校教諭免許状を保有する者を新規採用すること、また、各校において、特別支援学校に勤務する特別支援学校教諭免許状を保有していない教員に認定講習受講を促すことなどにより、免許状の保有率が高まりました。

〔特別支援学校に勤務する教員の当該特別支援学校教諭等免許状保有率〕

| 年度 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 免許状保有率 | 75.1% | 76.2% | 77.4% | 78.8% | 80.6% |

② 研修の設定・充実

本県の特別支援教育の課題に鑑み、すべての教員の研修を進めるため、次のような研修を設定・充実してきました。

| | |
|---|--|
| ア | 管理職研修の充実 (新任校長研修・新任教頭研修において特別支援教育についての講義を設定) |
| イ | 特別支援学級担任、通級指導教室担当教員への研修の充実 (特別支援教育室の事業としてこれらの研修を実施) |
| ウ | 発達障がいに関する研修の充実 (特別支援教育室の事業として実施) |
| エ | ユニバーサルデザインの視点を大切にした授業づくりの研修 (県教育センターの事業として実施) |
| オ | 幼稚園・保育所の教員・保育士のニーズに応じた研修 (これらの職種に特化したものではないが、特別支援教育に関する研修の案内や情報を送付) |

③ 特別支援教育の研修の整理

義務教育課、県教育センター、各教育事務所、市町村教育委員会における特別支援教育関係の研修について、経験年数や職種、校務分掌等、対象者の観点から整理しました。

④ 長期研修への派遣の推進

特別支援教育の専門性の維持・向上のため、国立特別支援教育総合研究所、県教育センター、山形大学等への長期研修派遣を推進してきました。

⑤ 特別支援学校のセンター的機能の発揮

特別支援学校がセンター的機能を発揮して、幼稚園・保育所、小中学校等、高等学校を支援するための専門性を維持・向上させるための手立てとして、平成28年度から開始した合理的配慮等推進事業では、「合理的配慮等アドバイザー養成研修会」を実施するとともに発達検査講習会へ教員を派遣し、ニーズに応じた専門性向上の取組みを実施しています。また、特に発達障がいや精神障がいのある児童生徒への指導に係る専門性の向上を図るため、県立山形養護学校に外部専門家（作業療法士）を配置する事業を開始しました。

⑥ 小中学校等と特別支援学校との人事交流

各地域における障がいのある児童生徒の指導や教育相談の中核となる教員の育成に向け、小中学校等と特別支援学校との人事交流を行ってきました。

<課題>

① 特別支援学校教諭免許状保有率のさらなる向上

免許状の保有率については、当初の目標であった8割に届いたものの、平成27年12月の中教審答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」において、平成32年度までにおおむね全ての特別支援学校教員が当該学校教諭等免許状を保有することを目指すよう示されています。今後は、特別支援教育に携わる教員全てが高い専門性をもって指導にあたることができるよう、より一層保有率向上の取組みを進めていく必要があります。なお、特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許状の保有率は依然30%台に止まっている状況です。

[特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許状保有率]

| 年度 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 免許状保有率 | 34.0% | 33.2% | 31.1% | 27.6% | 29.6% |

② 研修の設定・充実

あらゆる学習の場の担当教員が、それぞれ特別支援教育に係る知識と技能を有する必要性が高まっていることから、引き続き特別支援教育に係る研修を改善・充実させる取組みを推進していく必要があります。また、特別支援教育に係る校内体制を強化していくためには、管理職のリーダーシップが必要となるため、管理職の研修に特別支援教育に係る内容を入れていくことも必要です。

③ 長期研修への派遣の推進

特別支援教育を推進する中核となる教員を育てるため、国立特別支援教育総合研究所、県教育センター、山形大学等への長期研修派遣を推進し、計画的な人材育成を図っていく必要があります。

④ 特別支援学校のセンター的機能の発揮

特別支援学校がセンター的機能を発揮し、幼稚園・保育所、小中学校等、高等学校を支援していくためには、担当する教員の専門性の維持・向上が不可欠です。校内におけるOJTを機能させるとともに、近年増加している発達障がいや合理的配慮等に関する研修も計画的に実施して、多様化する相談・支援のニーズにも対応できるようにしていく必要があります。

⑤ 特別支援教育を推進する中核となる教員の育成

各地域において、障がいのある子どもたちが学ぶ多様な学びの場を整備する必要があり、基礎的環境整備の一つとして、障がいのある児童生徒の指導や教育相談の中核となる教員を育成・配置することが必要です。そのために、小中学校等と特別支援学校との人事交流を引き続き行うなど、継続的・計画的な取組みが必要です。

3 山形県特別支援学校再編・整備計画の進捗状況と課題

平成25年4月に策定した「山形県特別支援学校再編・整備計画」で示している当面の課題への対応と長期的な課題への対応については、以下のとおり整備を進めてきました。

(1) 当面の課題に係る進捗状況

① 知的障がい特別支援学校の整備

村山特別支援学校及び楯岡特別支援学校の校舎等の増築及び分校の設置により、児童生徒の増加が著しい村山地区の知的障がい特別支援学校の教室不足と施設の狭隘化の解消を図ることができました。また、県内8地域への特別支援学校の整備を進め、特別支援学校が設置されていなかった西村山と西置賜に分校を設置したことにより、遠距離通学の負担が軽減され、児童生徒が居住地からできるだけ近い学校で学ぶことができるようになりました。

一方で、整備した分校の一部では、当初の想定以上に在籍数が増加し、教室不足や施設の狭隘化が生じています。また、米沢養護学校の分校である長井校と西置賜校については、計画期間中に中・高併置型の分校を設置するための空き校舎が確保できなかったため、緊急対応として、豊田小学校内に小学部と中学部を併置し、長井工業高等学校内に高等部を設置しています。このため、長井校では教室不足と施設の狭隘化が課題となっており、西置賜校でも、作業学習のスペースが十分でなく、作業の内容や種類が制限されてしまうことや、中高で同じ種類の作業が設定できず、中から高へとつながる一貫した指導ができにくいことなどが課題となっており、今後の在り方を検討していく必要があります。

② 知的障がい特別支援学校高等部の職業教育の充実

高等養護学校が設置されていない最上地区にある新庄養護学校高等部に就労コースを設置したことにより、最上地区在住の就労を希望する生徒が居住地に近い学校で学び、個々のニーズに応じて地域の企業や事業所等で現場実習を行い、就労に向けた支援を受けることができるようになりました。そのノウハウを生かし、今後は置賜地区への設置に向けて検討していく必要があります。

③ その他（緊急な課題への対応）

①②に挙げた当面の課題のほか緊急な課題への対応として、「県立こころの医療センター」の開院と、15歳以下を対象とする「子ども・ストレス病棟(子どもユニット)」の設置に伴って、平成27年に、同センター内に鶴岡養護学校の分教室「おひさま分教室」を整備しました。また、活断層付近にある県有施設への緊急的対応として、平成29年度より、山形盲学校寄宿舎の機能を山形聾学校寄宿舎へ移転しました。

(2) 長期的な課題への対応

① 視覚障がい、聴覚障がい特別支援学校の在り方

山形盲学校及び山形聾学校は、引き続き在籍数が減少傾向にあります。特に山形盲学校は、平成29年度の在籍が15名となり、5年前と比べて10名の減となりました。また、同校の校舎は昭和44年に建築されたものであり老朽化も進んでいます。これらの学校の在り方については、このような学校の状況を踏まえて総合的に対応を検討していく必要がありますが、全体的な計画の遅れなどからまだ対応の方向性を示せていません。

[視覚障がいと聴覚障がいの在籍数の推移]

| | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 山形盲学校 | 37 | 33 | 33 | 31 | 28 | 29 | 32 | 25 | 27 | 24 | 20 | 19 | 15 |
| 山形聾学校 | 48 | 40 | 41 | 45 | 42 | 44 | 43 | 39 | 38 | 35 | 38 | 36 | 37 |
| 酒田特別支援学校(聴覚部) | 27 | 26 | 22 | 21 | 19 | 18 | 19 | 17 | 19 | 13 | 13 | 14 | 13 |

② 寄宿舍の効率的な運営

酒田特別支援学校聴覚部の寄宿舍は、平成26年度末をもって舎生がいなくなり、1年間休舎とした後、平成27年度末をもって閉舎となりました。現在は、8校に設置している寄宿舍のうち4校の寄宿舍において舎生数が10名を切る状態であり、効率的な在り方の検討が課題となっています。

③ 老朽化した校舎等の改築

昭和42年に建築された上山高等養護学校の校舎は築後50年、昭和44年に建築された山形盲学校の校舎は築後48年が経過しています。これらの対応については、計画期間の後半に方向性を明らかにする予定でしたが、全体的な計画の遅れから、また、予算の面からも方向性を示せていません。

(3) 今後の課題への対応

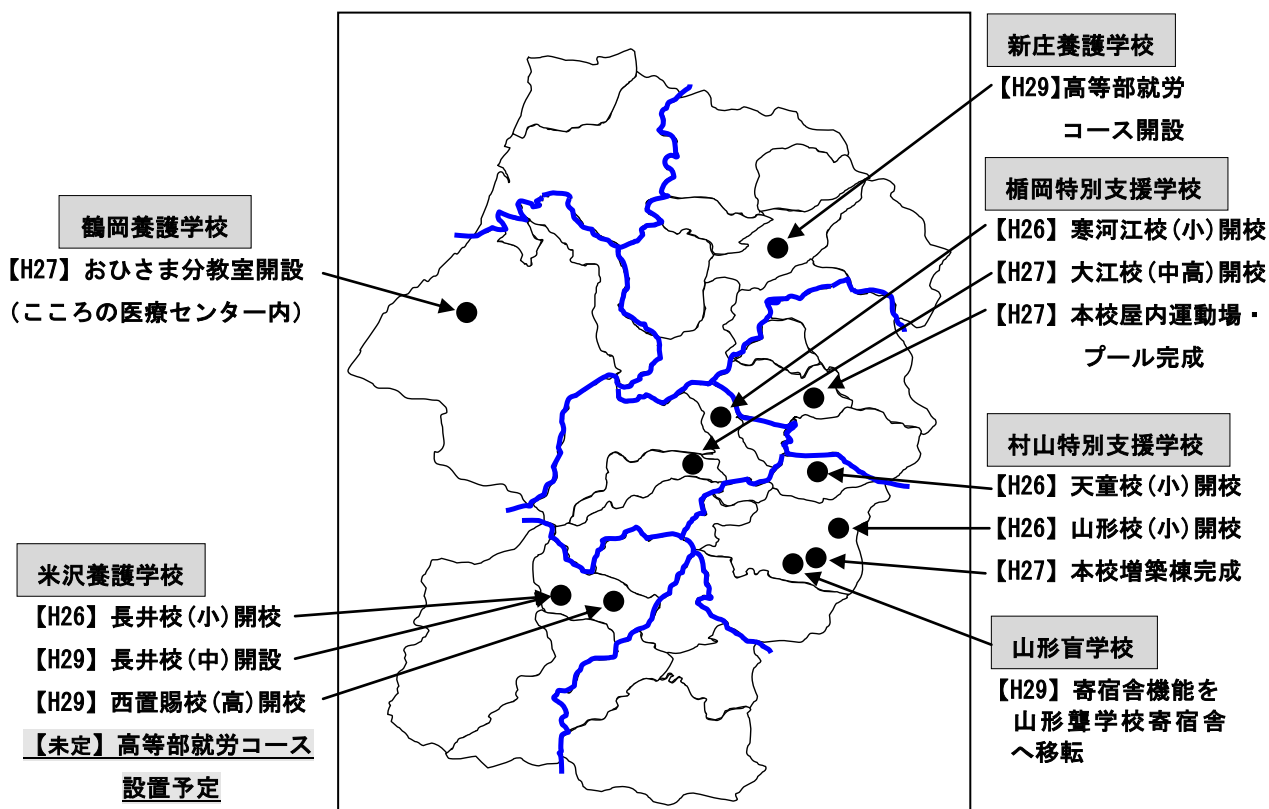
① 当面の課題で残された課題と新たな課題への対応

置賜地区への高等部就労コースの設置については、計画期間を2年間延長して検討していきます。また、米沢養護学校の分校である長井校及び西置賜校で生じている課題についても、児童生徒の適切な教育環境の確保に向けて検討していきます。

② 長期的な課題への対応

視覚障がい、聴覚障がい特別支援学校の在り方、専攻科の再編、寄宿舍の効率的な運営、老朽化した校舎の改築等、計画期間の後半に具体的に検討を行って方向性を明らかにするとしてきた長期的な課題については、まだ、具体的な検討ができる段階には至っていない状況です。これらについても、今後、延長した計画期間の中で方向性を検討していきます。

[当面の課題に係る進捗状況]



[知的障がい特別支援学校の整備]

| | | |
|--------|-----|---|
| 西村山地域 | H26 | 楯岡特別支援学校寒河江校(小学部) 〈寒河江市立高松小学校内に設置〉 |
| | H27 | 楯岡特別支援学校大江校(中学部・高等部) 〈旧大江町立三郷小学校廃校後の空き校舎活用により設置〉 |
| 西置賜地域 | H26 | 米沢養護学校長井校(小学部) 〈長井市立豊田小学校内に設置〉 |
| | H29 | 米沢養護学校長井校(中学部) 〈長井校内に小学部と併置による設置〉 |
| | H29 | 米沢養護学校西置賜校(高等部) 〈県立長井工業高校内に設置〉 |
| 東南村山地域 | H26 | 村山特別支援学校山形校(小学部) 〈山形市立第五小学校内に設置〉 |
| | H26 | 村山特別支援学校天童校(小学部) 〈天童市立津山小学校内に設置〉 |

[知的障がい特別支援学校高等部の職業教育の充実]

| | | |
|------|-----|--------------------|
| 最上地区 | H29 | 新庄養護学校高等部に就労コースを設置 |
| 置賜地区 | 未定 | 米沢養護学校高等部に就労コースを設置 |

-
- 注 * 1 インクルーシブ教育システム：人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。そこでは、障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供されること等が必要とされている。(P. 1)
- * 2 合理的配慮：障害者権利条約の第2条においては、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。」と定義されている。(P. 1)
- * 3 交流及び共同学習：障がいのある子どもと障がいのない子どもが学校教育の一環として活動を共にすること。交流及び共同学習には、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があり、双方の側面が一体としてあることをより明確に表したもの。(P. 1)
- * 4 カリキュラム・マネジメント：学校の教育目標の実現に向けて、子どもや地域の実態を踏まえ、教育課程を編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくことであり、また、そのための条件づくり・整備。(P. 3)
- * 5 キャリア教育：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。(P. 4)
- * 6 ろう者：山形県手話言語条例においては、「聴覚障がい者であって、手話を使い日常生活を営む者」と定義されている。(P. 4)
- * 7 不当な差別的取扱い：障がいがあるという理由だけで障がいのない人と違う扱いを受けること。例えば、障がいがあるという理由だけでスポーツクラブに入れてもらえなかったり、アパートを貸してもらえなかったりすること。ただし、他に方法がない場合などは、不当な差別的取扱いにならないこともある。(P. 6)
- * 8 居住地校交流：特別支援学校に在籍する子どもが、自分が居住する地域にある小中学校等、高等学校の子どもと行う交流及び共同学習。(P. 6)
- * 9 早期支援コーディネーター：本事業において配置した早期支援コーディネーターは、特別支援学校の相談担当教員と協力し、就学前の相談に対応するとともに、関係機関との連絡・調整、相談資料の作成・整理等を行う者。また、必要に応じて特別支援学校の相談担当教員が幼稚園等に巡回した際の授業の後補充も行う者。(P. 6)
- * 10 特別支援教育コーディネーター：学校内の関係者や医療・福祉等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、学校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う者。(P. 6)
- * 11 校内委員会：学校の特別支援教育を進める上で、中心となって支援を推進することを目的とした組織。(P. 8)
- * 12 ユニバーサルデザイン：障がいの有無や年齢、性別、人種などにかかわらず、たくさんの人々が利用しやすいように製品やサービス、環境をデザインする考え方。(P. 8)
- * 13 LD：「学習障がい」のことで、全般的な知的発達に遅れはなく、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどのうち、特定の能力の習得や使用に著しい困難がある状態。(P. 9)

- *14 ADHD：「注意欠陥多動性障がい」のことで、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性を特徴とする障がいであり、社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す状態。(P.9)
- *15 特別支援学校のセンター的機能：特別支援学校が地域の幼稚園や小学校、中学校、高等学校等における特別支援教育の推進・充実に向けて各学校や市町村教育委員会等の要請に応じて必要な助言や援助を行う機能のこと。(P.9)
- *16 通級による指導：通常の学級に在籍している比較的軽度の障がいのある児童生徒に対して、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するため、その障がいの状態に応じて特別な教育課程による指導を行う教育形態。通級による指導は、その指導を必要とする児童生徒が、自校においてあるいは通級指導教室が開設されている他校に通い、指導を受けることになる。(それぞれ「自校通級」「他校通級」と呼ぶ。)(P.10)
- *17 職業教育：一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育。職業教育は、学校教育のみで完成するものではなく、生涯学習の観点を踏まえた教育の在り方を考える必要がある。また、社会が大きく変化する時代においては、特定の専門的な知識・技能の修得とともに、多様な職業に対応しうる、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力の育成も重要であり、この能力は、具体的な職業に関する教育を通して育成していくことが極めて有効である。(P.11)
- *18 医療的ケア：たんの吸引、経管栄養、導尿等、日常的に行う医行為のこと。(P.11)
- *19 ライフスキルトレーニング：社会で自立して生きるための生活面のスキルのこと。(P.13)
- *20 ソーシャルスキルトレーニング：社会生活上の基本的な技能を習得するため、ロールプレイングなど実際の場面を想定した練習を通して身に付けることや、ストレスへのより良い対応の仕方を学ぶトレーニングのこと。(P.13)
- *21 デュアルシステム：ドイツの教育システムで、学校での座学と職場での職業訓練を同時に行うもの。(P.14)
- *22 就労継続支援A型：一般就労が困難な者に、通所により雇用契約に基づく就労の機会を提供し、一般就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練等の支援を行うもの。
- *23 福祉的就労：障がいなどの理由で、企業で働けない人のために、働く場を提供する福祉のこと。(P.15)
- *24 就労移行支援：一般就労を目指す者に、知識・能力の向上、実習、職場探し等のサービスを提供し、就労に向けて支援を行うもの。(P.15)
- *25 就労継続支援B型：雇用契約に基づく就労が困難な者に、通所により雇用契約は結ばない就労や生産活動の機会を提供し、一般就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練等の支援を行うもの。(P.15)
- *26 障がい者の法定雇用率：障害者雇用率制度により、事業主には法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用することが義務付けられている。法定雇用率は平成30年4月1日から次のように引き上げられ、これ以降も更なる引き上げが予定されている。(P.16)

| 事業主区分 | 法定雇用率 | |
|-------------|--------------|-------------|
| | 平成30年3月31日まで | 平成30年4月1日から |
| 民間企業 | 2.0% | 2.2% |
| 国、地方公共団体等 | 2.3% | 2.5% |
| 都道府県等の教育委員会 | 2.2% | 2.4% |

Ⅱ 今後の特別支援教育の推進について

1 第3次山形県特別支援教育推進プラン策定の背景と位置付け等

(1) これまでの経緯と各プランの役割

障がいのある子どもへの教育は、明治時代の盲・聾教育に始まり、障がいの種類や程度に応じてそれぞれの場で指導を行う「特殊教育」の制度の下で進められ、特殊教育諸学校、特殊学級、通級による指導によって、一人ひとりの障がいの種類や程度に応じた指導が行われてきました。

平成19年4月に文部科学省から「特別支援教育の推進について（通知）」が出されたことにより、これまでの「特殊教育」から大きな転換が図られることとなり、新たな制度として「特別支援教育」がスタートしました。

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

「特別支援教育の推進について（通知）」平成19年4月1日 文部科学省初等中等教育局長より

このような状況の下、「特別支援教育」の理念を踏まえ、推進に向けた施策の方向性を示すため、平成20年10月に最初の「山形県特別支援教育推進プラン」（以下「1次プラン」と記す）を策定しました。

①「山形県特別支援教育推進プランの取組み」（平成20～24年） ～山形県にふさわしい特別支援教育のあり方（特別支援教育のスタート）～

学校教育法の一部改正により、それまでの「特殊教育」に代わり「特別支援教育」がスタートしました。

特殊教育は、障がいの種類や程度に応じて特別な場で教育が行われていましたが、特別支援教育は、知的な遅れのない発達障がいも含め、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての幼稚園、小学校、中学校、高等学校等及び特別支援学校において実施されることになりました。

1次プランでは、この特別支援教育の推進を中心テーマとして取り組みました。その結果、特別支援教育という言葉は広く知られるところとなり、どの学校においても特別支援教育が当たり前のこととなりました。理解が進んだことから対象となる幼児児童生徒が増加し、現在もこの傾向は続いています。

②「第2次山形県特別支援教育推進プラン」の取組み（平成25～29年） ～インクルーシブ教育システム構築の考え方を踏まえた特別支援教育の推進～

障害者の権利に関する条約にインクルーシブ教育システムの理念が謳われ、これを受けて平成24年に中教審から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が出され、特別支援教育におけるインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組みが始まりました。

平成25年に策定された第2次山形県特別支援教育推進プラン（以下「2次プラン」と記す）は、このような流れを受けて、必然的にインクルーシブ教育システムに関する周知・啓発に取り組むことになりました。そのため、フォーラムやセミナーの開催及びリーフレットの配布等を通して、多くの人にその理念等を伝えてきました。また、新たな教育支援の仕組みについて周知するための手引を作成したり、多様な学びの場の一つとしてLD、ADHD 通級指導教室の拡充や導入を図ったりし、インクルーシブ教育システムの考え方を踏まえた特別支援教育の推進に努めてきました。

このほか、山形県特別支援学校再編・整備計画を策定し、県内4地区8地域への知的障がい特別支援学校の設置を基本とし、西村山及び西置賜地域に分校を設置しました。このことで、これらの地域の児童生徒は、居住地に近い学校で学ぶことができるようになりました。

③「第3次山形県特別支援教育推進プラン」の取組み（平成30年～） ～インクルーシブ教育システム構築の考え方を踏まえた特別支援教育を更に推進するための具体的な取組みの充実～

2次プランの推進によって、インクルーシブ教育システムの考え方が広まり、そのための制度や環境等の整備が進んできました。また、平成28年4月には、「障害を理由とする差別の解消を推進する法律」が施行され、公立学校においても合理的配慮の提供が義務付けられ、県としても、その必要性や内容について周知に努めてきました。

第3次山形県特別支援教育推進プラン（以下「3次プラン」と記す）では、これまで述べてきたような障がい者を取り巻く状況の変化や2次プランの成果等を踏まえると、引き続き「インクルーシブ教育システム構築の考え方を踏まえた特別支援教育の推進」を中心テーマに据えて取り組んでいくことが必要であると考えます。3次プランでは、この理念を更に浸透させるとともに、体制などを構築し、理念の実現に向けた具体的な取組みを充実させていく必要があります。さらに、この間の社会状況の変化や新たな課題等に適切に対応するため、中長期的な視野に立って、今後5年間の本県の特別支援教育の方向性を示す計画としていきます。

(2) 3次プラン策定の目的

3次プラン策定の目的は次の3点です。

- ① 今後、インクルーシブ教育システム構築の考え方を踏まえた特別支援教育を更に推進していくための、基本的な考え方と方向性を示す。
- ② 2次プランの成果と課題を踏まえ、継続課題や新たな課題に対応し、特別支援教育をより一層推進していくための、基本的な考え方を示す。
- ③ 今後の特別支援教育の主な施策と方向性などを明らかにする。

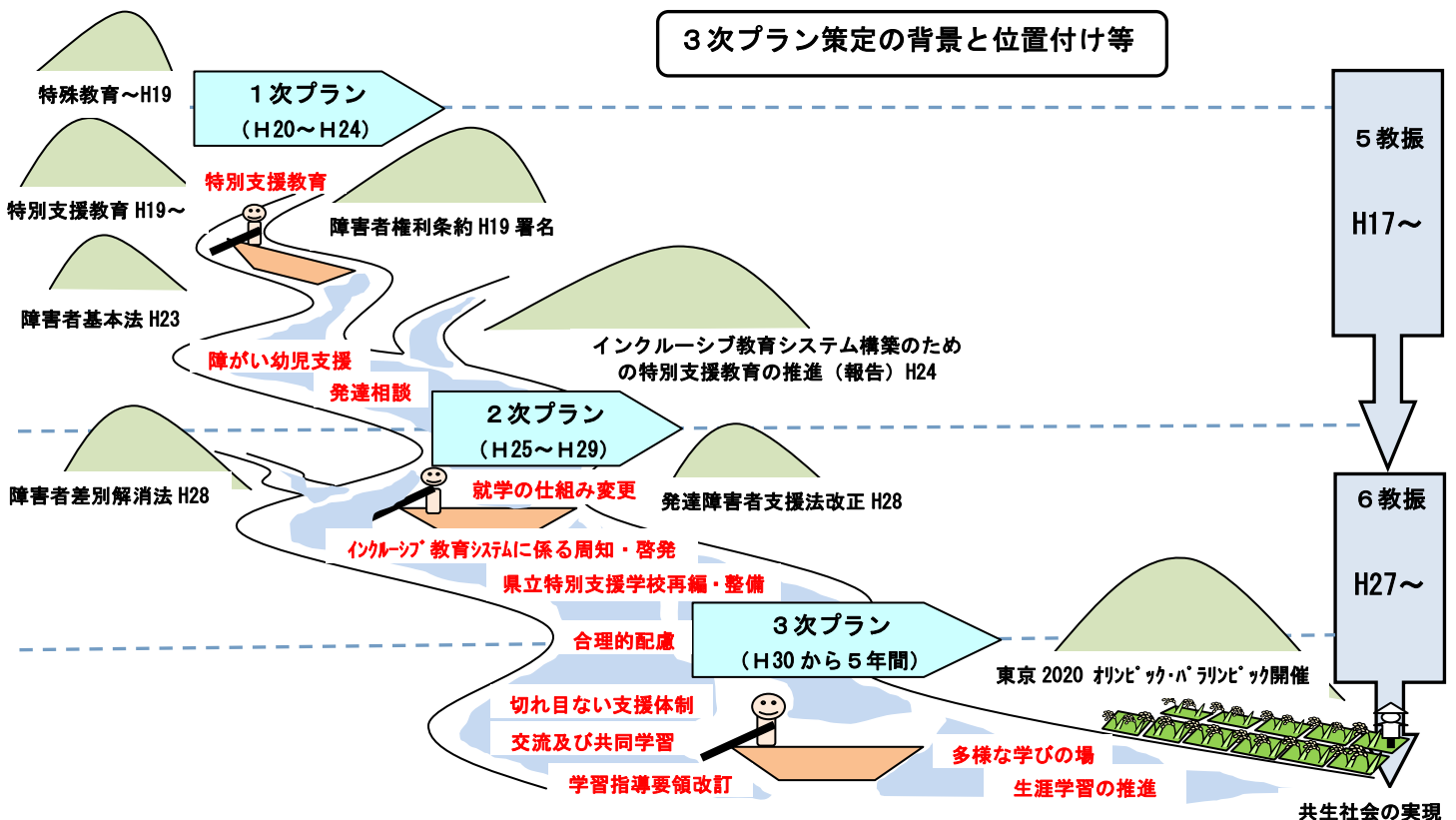
(3) 3次プランの位置づけ

3次プランは、「第3次山形県総合発展計画」及び「第6次山形県教育振興計画」（平成27年度～）（以下、「6教振」という）を上位計画とし、それらを実現するための特別支援教育の施策の展開方向を示すものです。

また、2次プランを上位計画として策定された「山形県特別支援学校再編・整備計画」（平成25年度策定）の残された課題については、計画期間を2年間延長し、検討していきます。

(4) 計画期間

3次プランの計画期間は、平成30年度から5年間とします。



2 3次プランの基本目標

3次プランでは、2次プランの成果と課題を踏まえ、より一層共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を推進していくとともに、2次プランから引き継ぐ課題や社会状況の変化等を受けた新たな課題にも対応していく必要があります。そのため、基本目標を次のように定めます。

- (1) インクルーシブ教育システム構築の考え方を踏まえて特別支援教育を充実させる。
- (2) 障がいの有無や個々の違いを認め、障がいのある人もない人も共に学び共に活躍する社会づくりを目指す。
- (3) 関係機関と連携し、障がいのある子どもを就学前から社会参加まで切れ目なく支援し、学習や生活を充実させる。

(1) については、これまで述べてきたとおり2次プランでインクルーシブ教育システムの理念について周知が進んだことを踏まえて、2次プランの目標では「推進」としていた部分を3次プランでは「充実」と変え、その理念を更に浸透させるとともに、インクルーシブ教育システムの考え方を踏まえて取り組んでいる様々な特別支援教育の取組みを更に充実させていくことを目標として表しました。

(2) については、2次プランの目標を継承するとともに、共生社会の基盤となるのは、障がいのある人について理解し、障がいの有無や個々の違いを認め合える人を育てることであると捉え、障がいのある子どもも障がいのない子どもも、このような人に育てていくことを目指す目標としました。

(3) については、2次プランでは「自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援する」としていたところを、現在、文部科学省が推進している「就学前から社会参加までの切れ目ない支援」によって次から次へと支援をつないで障がいのある子どもの学習や生活を充実させて自立と社会参加に向けていくという考え方を踏まえて、より具体的に支援の在り方を示す目標としました。

3 3次プランを推進するための施策の枠組み

基本目標を踏まえて、今後、3次プランを推進していくために、次の6つの施策の枠組みによって施策を展開し、具体的な取組みを実施していきます。

- | | | |
|--------|---|------------------------------|
| 施策の枠組み | 1 | 共生社会の形成を目指した理解・啓発の推進 |
| 施策の枠組み | 2 | 関係機関と連携した就学前から切れ目なく続く支援体制の構築 |
| 施策の枠組み | 3 | 小中学校等、高等学校における特別支援教育の充実 |
| 施策の枠組み | 4 | 特別支援学校における教育の充実 |
| 施策の枠組み | 5 | 社会参加に向けた支援の充実 |
| 施策の枠組み | 6 | 教員の専門性の向上 |

4 3次プランの施策の体系

基本目標

- ◎ インクルーシブ教育システム構築の考え方を踏まえて特別支援教育を充実させる。
- ◎ 障がいの有無や個々の違いを認め、障がいのある人もない人も共に学び共に活躍する社会づくりを目指す。
- ◎ 関係機関と連携し、障がいのある子どもを就学前から社会参加まで切れ目なく支援し、学習や生活を充実させる。

【施策の枠組み 1 共生社会の形成を目指した理解・啓発の推進】

- (1) インクルーシブ教育システムの考え方を踏まえた特別支援教育の推進に係る周知・啓発
 - ① インクルーシブ教育システムや共生社会についての周知・啓発
 - ② 障がいのある人への理解の促進
 - ③ 合理的配慮の普及と提供の促進
- (2) 交流及び共同学習の充実・拡大

【施策の枠組み 2 関係機関と連携した就学前から切れ目なく続く支援体制の構築】

- (1) 関係機関と連携した就学前から社会参加まで切れ目なく支援する体制の構築
- (2) 今日的課題への対応における関係機関との連携の推進
 - ① 発達障がいのある子どもへの指導・支援の充実に向けた連携
 - ② 医療的ケアの安全な実施に向けた連携 等

【施策の枠組み 3 小中学校等、高等学校における特別支援教育の充実】

- (1) 校長のリーダーシップによる特別支援教育の充実
- (2) 多様な学びの場における特別支援教育の充実
 - 〈小中学校等〉 特別支援学級、通級による指導、通常の学級における特別支援教育の充実
 - 〈高等学校〉 通級による指導の導入と通常の学級における特別支援教育の推進
- (3) 特別支援教育に関する教員の指導力の向上
 - ① 全ての教員を対象とした研修の実施
 - ② 通級による指導担当者の研修の充実と情報共有

【施策の枠組み 4 特別支援学校における教育の充実】

- (1) 社会に開かれた魅力あふれる特別支援学校づくりの推進
- (2) 特別支援学校に求められる専門性の向上
- (3) 社会状況の変化に即した特別支援教育の推進
 - ① ICT機器の整備・活用の推進と音声教材・デジタル教材の導入と活用の促進
 - ② 現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成
- (4) 教育環境の整備（「山形県特別支援学校再編・整備計画」の残された課題の検討等）

【施策の枠組み 5 社会参加に向けた支援の充実】

- (1) 職業教育の充実
- (2) 進学や資格取得に向けた学力の充実
- (3) 自立と社会参加を目指したキャリア教育と進路指導等の充実
- (4) 労働・福祉等の関係機関と連携した実習先・進路先の拡大と個々の適性やニーズに応じた就労支援の充実
- (5) 一般就労への移行促進
- (6) 生涯学習の推進のためのスポーツ・芸術・文化に取り組む機会の充実

【施策の枠組み 6 教員の専門性の向上】

- (1) 特別支援学校教諭免許状の保有率の向上
- (2) 小中学校等、高等学校において特別支援教育の核となる人材の育成
- (3) 特別支援学校において核となる人材の育成
- (4) 障がいの特性に応じた指導・支援に関する研修の充実

5 施策の方向性と具体的な取組み

施策の枠組み① 共生社会の形成を目指した理解・啓発の推進

<これまでの取組み>

- 特別支援教育フォーラムを開催し、のべ約1000人以上の方が参加し、インクルーシブ教育システムの考え方等について、幅広い方々から理解していただきました。
- 2次プランの概要に関するリーフレットを作成して配布するとともに、再編・整備の進捗状況等を随時ホームページに掲載し、県民への周知に努めてきました。
- 活力あふれる特別支援学校づくり推進事業を活用し、各特別支援学校においては、地域の特性を活かした多様な交流が行われ、成果を上げてきました。居住地校交流については、県立特別支援学校11校で実施（平成28年度）しています。

<今後に向けた課題と新たな施策の必要性>

- ① 障がいのある子どもが障がいのない子どもと共に学ぶためには、個々の障がいに応じた合理的配慮が必要ですが、その必要性がまだ十分には理解されていません。
- ② 障がいや障がいのある人についての理解が十分でないため、過度な支援をしてしまったり必要な支援をしていなかったりすることがあります。
- ③ 通常の学級においても、UD（ユニバーサルデザイン）の視点を取り入れた指導の工夫を行い、支援が必要な子どもに合理的配慮の提供を進めていく必要があります。
- ④ 障がいのない子どもやその保護者に対しても、障がいのある人のことや共に学ぶための合理的配慮等について理解を促していく必要があります。
- ⑤ 障がいのある子どもの居住地にある学校で、交流の受け入れを渋られることがあります。受け入れ側の事情に配慮することも必要ですが、居住地校での交流について、その意義や必要性についてより一層理解を促していく必要があります。
- ⑥ 「インクルーシブ教育システム」及び「共生社会」の理念については、より広く県民に周知していく必要があります。

<施策の方向性>

- ◇障がいのある子どもが障がいのない子どもと共に学び共に活躍するために必要な合理的配慮の普及を促進するとともに、これが適切に提供されるよう推進していきます。
- ◇東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、障がいのある人への理解を一層推進するとともに交流及び共同学習の充実・拡大を図っていきます。

今後の具体的な取組み

(1) インクルーシブ教育システムの考え方を踏まえた特別支援教育の推進に係る周知・啓発

① インクルーシブ教育システムや共生社会についての周知・啓発

2次プランでの周知・啓発の成果を踏まえ、更に多くの方々に理解を促していくことで共生社会の基盤づくりを進めるため、次のことに取り組んでいきます。

ア <県教育委員会>本プランの趣旨を周知するパンフレットを作成して周知するとともに、インクルーシブ教育システム推進に係る研修会を開催して広く理解を図ること。

イ <市町村・学校等>校長のリーダーシップの下、学校やPTAの行事等様々な機会を捉えて、地域や保護者への周知・啓発に取り組むこと。

② 障がいのある人への理解の促進

ア 地域や学校等において、障がいのある子どもが自分に自信をもって生活・学習し、地域や学校等における交流がより一層進むよう、障がいのない子どもやその保護者、地域の方々等に対して、障がいのある子どもへの理解の促進に取り組みます。

イ 「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」の趣旨を踏まえ、子どもたちが障がいのある人について正しく理解するよう理解・啓発に取り組んでいきます。また、「山形県手話言語条例」の施行を契機として、手話や点字など障がいのある人のコミュニケーションについても理解・啓発に取り組んでいきます。

③ 合理的配慮の普及と提供の促進

ア 全ての教員を対象として、合理的配慮の必要性やその具体的な内容等について周知する機会と手だて（リーフレット・研修会等）を設け、理解を図っていきます。

イ 通常の学級の担任等を対象として、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた指導の工夫や合理的配慮についての理解促進に取り組んでいきます。

ウ 合理的配慮に係る全国の実践データベース「インクルDB^{*27}」の活用を促進するとともに、県内の実践についても、教員間で交流したり、実践を蓄積して実践紹介リーフレットを作成・配布したりして、効果的な取組みを共有するよう取り組んでいきます。

(2) 交流及び共同学習の充実・拡大

次の取組みを通して、交流及び共同学習への理解を推進し充実・拡大を図っていきます。

① 交流及び共同学習の意義や効果、進め方等について広く周知するとともに、交流及び共同学習をテーマとしたフォーラムを開催し、その成果と課題、効果的な取組み等について紹介し、交流及び共同学習の充実・拡大を図っていきます。

② 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を絶好の機会と捉えて、障がいのある人への理解を推進するとともに、交流及び共同学習の充実・拡大に向けて、障がい者スポーツの体験を通じた交流の機会や障がい者アスリートの講演を障がいのある人もない人も共に聞く機会などを積極的に設けていきます。

施策の枠組み² 関係機関と連携した就学前から切れ目なく続く支援体制の構築

<これまでの取組み>

- 平成25年度から3年間、国の委託事業を実施し、各年度ごと3市町を指定して早期支援体制の整備を図ってきました。いずれの市町においても、本事業が十分に活用され、園内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの配置、子どもの実態把握や個別の指導計画の作成・活用等、子どもや保護者を適切に支援するための体制整備が進みました。その成果は、「特別支援教育フォーラム」で当該市町が発表し、併せて、ホームページや季刊誌等で紹介して、他の市町村へもその効果が波及するよう取り組みました。
- 「障がいのある子どもの発達相談（にこにこ相談）」を県内7か所でそれぞれ年4回実施するとともに、「地域教育相談事業」として県内5か所に地域相談窓口を設置して相談・支援を実施し、多くの障がいのある子どもの保護者等から活用いただきました。
- 平成25年9月、学校教育法施行令の一部改正が行われ、これを受けて、平成26年3月に、これまでの「就学指導の手引」を改訂して「教育支援の手引」を作成・配布し、障がいのある子どもに対する教育支援と就学手続等について周知してきました。

<今後に向けた課題と新たな施策の必要性>

- ① 各市町村において早期支援の体制整備が進み、関係機関との連携がなされるようになってきましたが、連携が十分でなかったり、市町村独自の巡回相談や特別支援教育に係る研修会等にまだ取り組まれていなかったり、特別支援教育の推進体制がまだ十分とはいえないところもあります。
- ② 障がいのある子どもを支援するには、医療・保健・福祉・労働等と密に連携を図って、総合的に障がいのある子どもを支援していく必要があります。
- ③ 幼稚園等で行われてきた個々の特別な教育的ニーズに配慮した指導・支援が小学校で生かされていないことがあります。また、同様に小学校で行われてきた指導・支援が中学校で生かされていないこともあります。
- ④ 複雑化する医療的ケアへの対応や長期入院児童生徒への対応など、医療等の関係機関との連携が必要な課題が増えてきています。

<施策の方向性>



- ◇障がいのある子どもを、関係機関と連携して、就学前から社会参加まで切れ目なく支援する体制の構築を目指します。
- ◇障がいのある子どもの支援にあたっては、地域の医療・保健・福祉・労働等の関係機関と連携し、互いに協力してチームで支援する体制の構築を目指します。
- ◇今日的課題への対応における関係機関との連携を推進していきます。

今後の具体的な取組み

(1) 関係機関と連携した就学前から社会参加まで切れ目なく支援する体制の構築

- ① 個々の実態を把握し、教育的ニーズに応じた支援の内容や合理的配慮等を検討して個別の教育支援計画を作成し、これを活用して支援を行い、随時評価・改善していくとともに、確実にこれを次に引き継いで、就学前から社会参加まで切れ目なく支援する体制（縦のつながり）の構築を推進していきます。
- ② これまでの早期支援における連携の取組み等を活かして、医療・保健・福祉・労働等の関係機関と積極的に連携を図って支援を検討し、互いに協力し合いながら障がいのある子どもをチームで支援する体制（横のつながり）の構築を推進していきます。
- ③ 各市町村等において、①の「縦のつながり」と②の「横のつながり」の双方の支援体制（地域ネットワーク）が構築されるよう推進していきます。
- ④ 連携のツールとなる個別の教育支援計画の作成、活用、引継ぎを促進するため、例えば、作成や引継ぎ時の配慮点として、「やまがたサポートファイル*²⁸」（障がい福祉課作成）を参照して面談時の保護者の負担を軽減したり、他機関と連携して指導・支援の検討を行ったりすることなどを事例を紹介するなどして周知していきます。
- ⑤ 切れ目ない支援体制の基盤となるものとして、これまでの早期からの相談体制や適切な就学のための支援の取組みを継続し、充実を図っていきます。

(2) 今日的課題への対応における関係機関との連携の推進

- ① 発達障がいのある子どもの指導・支援の充実に向けて、次のことに留意して効果的に他機関と連携することを推進していきます。
 - ア 二次障がいを予防するため、できるだけ早く支援を開始する必要があることから、市町村の保健担当機関や幼稚園・保育所等と早期から連携を図ること。
 - イ 医療機関を受診し、服薬したり訓練を受けたりしているケースが多いことを踏まえ、医療機関と連携して効果的に情報を共有すること。
 - ウ 大学等の有識者や作業療法士、臨床心理士等の外部専門家及び特別支援学校の巡回相談等による助言が有効であることを踏まえ、これらを積極的に活用すること。
 - エ 学校での生活のみならず家庭や地域での生活においても支援を必要とするケースがあることを踏まえ、福祉サービス担当機関と連携して保護者に情報提供すること。
- ② 医療的ケアについては、次のことに取り組んで安全な実施を推進します。
 - ア 県立特別支援学校においては、安全な実施のために必要な看護師を配置するとともに、医療機関等の協力を得て、関係者を対象とした研修や情報交換の機会を設けるなどして、複雑なケア内容にも事故なく安全に対応できるよう推進すること。
 - イ 小中学校等で医療的ケアが実施される際には、要請に応じて、これまでの県立特別支援学校における実践を基に情報提供し、安全な実施に向けて助言すること。
- ③ その他、関係機関との連携が必要で、かつ現状として対応が十分でない今日的課題（長期入院児童生徒の学習支援など）については、現状と課題を把握して対応を検討するため調査・研究をしていきます。

施策の枠組み③ 小中学校等、高等学校における特別支援教育の充実

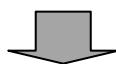
<これまでの取組み>

- 継続的な働きかけにより、全ての公立学校で特別支援教育コーディネーターの指名及び校内委員会の設置がなされるようになり、個別の指導計画等の作成率も年々向上しています。
(個別の指導計画の作成率<H29>: 幼 87.5% 小 100% 中 100% 高 95.3%)
(個別の教育支援計画の作成率<H29>: 幼 75.0% 小 99.6% 中 98.9% 高 60.7%)
- 国の補助金を活用して、ニーズの高い県立高等学校に特別支援教育支援員を配置し、障がいのある生徒のニーズに応じた支援を行ってきました。また、新庄北高等学校最上校を研究指定校として国委託事業を実施し、高等学校における通級による指導の実施に向けた研究を進めてきました。
- 小学校への通級指導教室の拡充や中学校への通級指導教室の導入が進んできました。
(LD、ADHD 通級指導教室設置校: H24 小のみ 10 校→H29 小 19 校、中 5 校、計 24 校)

<今後に向けた課題と新たな施策の必要性>

- ① 「全ての学校・学級で特別支援教育を」の理念を浸透させるため、特別支援学級の担任だけでなく管理職も含め学校の教員全体の意識をより一層高めていく必要があります。
- ② 全ての学校で、校内委員会の設置と特別支援教育コーディネーターの指名がなされるようになりましたが、十分にその役割が果たされていないケースもあります。
- ③ 個別の教育支援計画・個別の指導計画に基づいた、個々の教育的ニーズに応じた指導を一層充実させていく必要があります。
- ④ 小中学校等において、特別支援学級及び通級指導教室(LD、ADHD)の設置が進んでいますが、担当する教員の育成はまだ十分ではない状況です。
- ⑤ LD、ADHDを対象とした通級による指導は、まだ歴史が浅いため、指導のノウハウや教材等の蓄積・共有を進めていく必要があります。
- ⑥ 平成30年度から、高等学校における通級による指導の制度化が始まることを受けて、本県でどのように取り組んでいくか検討し、取組みを進めていく必要があります。

<施策の方向性>



- ◇核となる人材の育成、特別支援学級や通級指導教室における指導の充実、合理的配慮の提供促進、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の充実等、校長のリーダーシップによる特別支援教育の充実に向けた取組みを推進します。
- ◇障がいのある子どもが、どの学びの場においても、適切な指導・支援を受けて学び、分かった・できたという達成感・満足感をもつことができるよう推進します。

今後の具体的な取組み

(1) 校長のリーダーシップによる特別支援教育の充実

校長がリーダーシップを発揮し、特別支援教育の充実に向けて次のことに取り組むことを推進していきます。

- ① 特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任及び通級指導教室の担当者等、各学校において特別支援教育を牽引する核となる人材を育てること。
- ② 個々の特別な教育的ニーズに対応したカリキュラム・マネジメントを行い、特別支援学級や通級指導教室における指導の充実を図ること。(個別の指導計画の作成、活用、引継ぎの促進)
- ③ 障がいのある子どもに適切な合理的配慮を提供するとともに、関係機関と連携して支援の充実を図り、これを切れ目なく引き継いでいくこと。(個別の教育支援計画の作成、活用、引継ぎの促進)
- ④ 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の充実を図るとともに、保護者にとって相談しやすい相談・支援体制を整えること。

(2) 多様な学びの場における特別支援教育の充実

多様な学びの場における特別支援教育の充実に向け、次のことに取り組んでいきます。

<小中学校等>

通級による指導・担当教員の基礎定数化による拡充を受け、通級による指導の充実を図ること。

- ・ 個別の指導計画に基づいた適切な指導がなされるようにすること。
- ・ LD、ADHDの他校通級など効果的な運営がなされるようにすること。

特別支援学級・適切な教育課程の下、個別の指導計画に基づいて、将来必要とされる力を計画的に育てていくことを目指し、指導の充実を図ること。

通常の学級・特別な支援を必要とする生徒がいる場合は、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた指導の工夫や合理的配慮等がなされるようにすること。

<高等学校>

通級による指導・通級による指導を導入するとともに、今後の在り方を検討すること。

- ・ 設置校において、外部専門家を活用するなどして適切な教育課程や指導方法等が検討され、効果的な指導がなされるようにすること。

通常の学級・各校の状況に応じて特別支援教育支援員を配置すること。

- ・ 特別な支援を必要とする生徒がいる場合は、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた指導の工夫や合理的配慮等がなされるようにすること。

(3) 特別支援教育に関する教員の指導力の向上

次のことに取り組み、特別支援教育に係る教員の指導力向上を図っていきます。

- ① 通常の学級においても、発達障がいを含む障がいのある子どもが在籍する可能性があることを踏まえ、全ての教員が特別支援教育に関する基礎的な知識・技能を身に付け、必要な工夫や配慮ができるよう推進すること。
- ② 特に通級による指導の担当者の指導力向上に向けて、担当者のニーズに即した内容を取り上げて発達障がいに関する研修を充実させるとともに、指導実践や教材等を蓄積しこれらの共有を図って担当者が活用できるようにすること。

施策の枠組み **4** 特別支援学校における教育の充実

<これまでの取組み>

- 各特別支援学校において外部専門家を招聘した公開研修会を開催したり、作業療法士を山形養護学校に配置したりして、外部人材を活用した教員の専門性向上に取り組んできました。
- 活力あふれる特別支援学校づくり推進事業（H25～H28）により、各特別支援学校において地域との絆づくりが進みました。
- 医療的ケアの安全な実施のために必要な看護師（H29：8校 18名）を配置してきました。
- 校舎等の増築及び分校の設置により、児童生徒の増加が著しい村山地区の知的障がい特別支援学校の教室不足と施設の狭隘化の解消を図りました。また、西村山と西置賜地域に分校を設置し、遠距離通学の負担軽減を図りました。
- 新庄養護学校高等部に就労コースを設置し、最上地区在住の就労を希望する生徒のニーズに応じて、居住地に近い学校で職場開拓や就労支援を行うことができるようになりました。

<今後に向けた課題と新たな施策の必要性>

- ① 各特別支援学校においては、障がい種別ごとの課題や地域ごとの課題など各学校ごとに独自の課題を抱えており、課題解決に向けた各校の取組みを支援していく必要があります。
- ② 今後、経験豊富な教員が数多く退職する時期を見通し、計画的に後進を育成し、特別支援学校の教員が有している専門的な知識・技能を継承し、維持していく必要があります。
- ③ 発達障がいに係る支援要請に対して、知的障がい特別支援学校の教員が、自閉症を有する知的障がい児への指導経験等に基づいて助言を行っている実態があり、このような要請が増えています。将来を見据え、対応できる教員を計画的に育成していく必要があります。
- ④ 各特別支援学校において、不自由さを補ったり効果的に情報を得たりすることが期待できるICT*^{2,9}機器の整備、活用、研究を進めていく必要があります。
- ⑤ 山形県特別支援学校再編・整備計画については、当面の課題の中でまだ対応できていない課題への対応や長期的な課題の具体的な方向性の検討を早期に進めていく必要があります。また、新たな課題として、当計画で整備した分校の一部で生じている児童生徒増に伴う教室不足と施設の狭隘化に対応していく必要があります。

<施策の方向性>



- ◇ 社会に開かれた魅力あふれる特別支援学校づくりと社会状況の変化に即した特別支援教育を推進していきます。
- ◇ 「山形県特別支援学校再編・整備計画」の残された課題について検討するため、計画期間を2年間延長します。併せて、児童生徒増に伴う教室不足と施設の狭隘化等の新たな課題についても、適切な教育環境の確保に向けて検討していきます。

今後の具体的な取組み

(1) 社会に開かれた魅力あふれる特別支援学校づくりの推進

- ① 各学校が、各校の教育課題に取組み、学校の強みや特色を活かしてより一層魅力ある特別支援学校として社会に発信することができるよう、「魅力あふれる特別支援学校づくり推進事業」等を通して各校の取組みを支援していきます。
- ② 各学校において、「社会に開かれた教育課程」の観点に立ち、子どもたちが卒業後に社会で生活する姿をイメージし、各学部段階を通じてどのような子どもたちを育てるのか、そのためにはどのような教育が必要かなどの基本的な考えを明確にし、学校全体でカリキュラム・マネジメントに取り組まれるよう推進していきます。

(2) 特別支援学校に求められる専門性の向上

- ① 教員の専門性の向上を目指し、各学校での外部専門家を講師に招いた研修会、講演会、授業研究会等の開催を支援するとともに、長期研修を含め様々な研修の機会を提供し、計画的に人材の育成がなされるよう推進していきます。
- ② センターの機能を発揮して地域からの要請に応じた相談・支援を行うためには、より高い専門性が必要とされます。各学校においては、このような相談・支援に積極的に取り組みながら学校全体の専門性を向上させるとともに、相談・支援に対応できる人材の育成が計画的に図られるよう推進していきます。

(3) 社会状況の変化に即した特別支援教育の推進

- ① 障がいのある児童生徒が、障がいによる不自由さを補ったり、教師が個々の児童生徒の障がいの状況に応じた指導を効果的に行ったりする際にICT機器が大変有効であることを踏まえ、次の取組みによってICT機器の整備と活用を進めていきます。
 - ア 児童生徒の学習活動や教師の指導のために活用するタブレット端末を整備する。
 - イ 活用状況を集約して事例集を作成するなどし、効果的な取組みを広めていくとともに、小中学校等、高等学校にも紹介していく。
 - ウ 音声教材やデジタル教材及びその活用事例等を紹介し、活用を促進する。
- ② 社会状況の変化に伴う現代的な諸課題に対応するために求められる資質・能力（健康・安全・食に関する力、主権者として求められる力、新たな価値を生み出す豊かな創造性等）の育成に向けて取り組んでいきます。

(4) 教育環境の整備（「山形県特別支援学校再編・整備計画」の残された課題の検討等）

- ① 第2次山形県特別支援教育推進プランの下、「山形県特別支援学校再編・整備計画」の当面の課題として取り組んできた置賜地区への「就労コース」の設置と、計画期間の後半に方向性を明らかにすることとしてきた長期的な課題（視覚障がい・聴覚障がい特別支援学校の在り方、寄宿舎の効率的な運営、老朽化した校舎等の改築）については、山形県特別支援学校再編・整備計画の期間を2年間延長して検討していきます。
- ② 当計画で整備した分校の一部で生じている教室不足と施設の狭隘化の課題については、対応が必要な新たな課題として捉え、児童生徒の適切な教育環境の確保に向けて検討していきます。
- ③ 通学支援や放課後等デイサービスなど、各地域で利用できる福祉サービスが広がり、特別支援学校でも利用者が増えてきていることを踏まえ、利用可能な福祉サービスを有効活用して児童生徒の生活を豊かにするとともに、家族の負担を軽減することができるよう、関係機関と連携して保護者に情報提供していきます。

<これまでの取組み>

- 国の委託事業を活用し、モデル校として指定した特別支援学校に就職支援コーディネーターを配置して積極的に実習先・就労先の開拓を図るとともに、障がい者の就労に関する理解促進に努めてきました。併せて、同じ地域にある高等学校を同事業の協力校として指定し、在籍する特別な支援を必要とする生徒の就労を支援する取組みを行ってきました。
- 地域別戦略会議を開催し、地域ごとにハローワークや障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を進め、実習先・就労先の開拓に取り組んできました。
- 特別支援学校の卒業生を特別支援学校の授業補助員として雇用し、就労意欲や就労に必要なスキルを高めることにより、職場を移行して一般就労ができるよう「ステップアップ雇用事業」を継続してきました。

<今後に向けた課題と新たな施策の必要性>

- ① 特に知的障がい特別支援学校では、一般就労を希望する生徒が増えています。また、福祉的就労をする場合についても様々な形があります。このような状況を受け、個々の生徒の障がいの実態や能力、希望等に合わせて多様な進路先を開拓していく必要があります。
- ② 特に知的障がい特別支援学校では、個々のニーズや実態に応じ、障がいの程度や希望する進路に合わせた職業教育を展開し、充実させていく必要があります。
- ③ 準ずる教育を行う特別支援学校では、大学や専門学校等への進学や資格取得を目指す生徒もおり、入学試験や資格試験に対応できる学力を付けていく必要があります。
- ④ 障がい者に対する周りの方の理解不足から、就労先においてトラブルが生じてしまうことがあります。また、障がい者と関わった経験がなく、障がい者のことがよく分からないことから雇用をためらってしまう雇用者もいます。これらのことを踏まえると、実習先や進路先の拡大にあたっては、より一層企業・事業所等に働きかけて、障がい者についての理解を促進していく必要があります。
- ⑤ 障がいのある者が、生涯に渡って地域と関わりをもち、福祉サービス等を活用しながらスポーツ・芸術・文化等に親しんで余暇を充実させ、豊かに暮らしていけるよう推進していくことが必要です。

<施策の方向性>



- ◇早い時期から計画的にキャリア教育や進路指導を行うとともに、労働・福祉等の関係機関と連携した就労支援や卒業後の生活の充実に向けた指導・支援に取り組んでいきます。
- ◇生涯学習の推進に向けて、障がいのある子どもたちにスポーツ・芸術・文化への興味を喚起するとともに、これらに取り組む機会の充実を図っていきます。

今後の具体的な取組み

(1) 職業教育の充実

- ① 職業教育の充実を図るにあたっては、児童生徒の多様な進路希望や社会の変化に応じた新たな学習内容と指導方法を柔軟に取り入れ、働くために必要となる力を育成していきます。また、アビリンピック（障害者技能競技大会）等への参加を通して、日頃培った技能を競い合い、職業能力の更なる向上を図るとともに、企業等に障がいのある生徒の能力について理解してもらい、雇用と社会参加の促進につながるよう取り組んでいきます。
- ② 福祉的就労や就労によらない社会参加を目指す生徒についても、ライフキャリアの観点から将来の姿を見通し、身に付けるべき力を着実に付けていけるよう、個々の実態に応じた指導が、幼少期から計画的・系統的に行われるよう推進していきます。

(2) 進学や資格取得に向けた学力の充実

進ずる教育を行う特別支援学校において、大学や専門学校等への進学や資格取得を目指す生徒がいることを踏まえ、これらの入試や資格試験に対応できる学力を身に付けることができるよう、教員の教科指導力の向上を図り、指導の充実を目指します。

(3) 自立と社会参加を目指したキャリア教育と進路指導等の充実

- ① 自立と社会参加を目指し、そのために必要なソーシャルスキル、コミュニケーションスキル、ADL^{*30}等の能力を高めるとともに、家庭の理解と協力を得ながら、早い時期から計画的にキャリア教育が実施されるよう取り組んでいきます。
- ② 適切に進路選択ができるよう、早期から卒業後の生活を見通して進路に関する情報を提供したり、関係機関と連携して活用できる労働や福祉等の社会サービスを紹介したりして進路指導の充実を図ります。

(4) 労働・福祉等の関係機関と連携した実習先・進路先の拡大と個々の適性やニーズに応じた就労支援の充実

- ① 積極的に労働・福祉等の関係機関との連携を図って実習先及び進路先の更なる開拓に取り組むとともに、個々の適性やニーズに応じた就労等を支援していきます。特に指定する地域においては、重点校（特別支援学校）に就労支援コーディネーターを配置して積極的に企業・事業所等に働きかけ、障がいのある生徒について理解を促進し、実習先や進路先の拡大を図っていきます。また、重点校においては、近隣の高等学校に就労支援に関する情報を提供するなどして、高等学校に在籍する発達障がいなど特別な支援を必要とする生徒の就労に向けた支援も行っていきます。
- ② 就労後も豊かで充実した生活を送れるよう、在学中から福祉・労働等の関係機関と連携して必要な情報を共有したり引き継いだりし、生徒が円滑に社会生活に移行できるよう支援していきます。支援にあたっては、個別的教育（移行）支援計画や「やまがたサポートファイル」等を活用して効率的に情報の共有や引継ぎがなされるよう推進していきます。

(5) 一般就労への移行促進

知的障がい特別支援学校の卒業生を特別支援学校の授業補助員として雇用し、就労意欲や就労に必要なスキルを高めて一般就労に移行することを目指す「ステップアップ雇用事業」等を継続し、県教育委員会として率先して障がい者雇用に取り組んでいきます。

(6) 生涯学習の推進のためのスポーツ・芸術・文化に取り組む機会の充実

他部局・団体等と連携し、障がいのある子どもたちも取り組めるスポーツ・芸術・文化を紹介するとともに、体験する機会を提供し、生涯を通してこれらに親しもうとする意欲を高めていきます。特に、障がい者スポーツに関しては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、パラリンピック等を目指す選手の育成も視野に入れながら、取り組む機会の充実を図っていきます。

＜これまでの取り組み＞

- 特別支援学校において、特別支援学校教諭免許状を保有していない教員に対して、免許法認定講習の受講を促すなど積極的に働きかけてきたことにより、特別支援学校の教員の免許状の保有率が高まりました。

[特別支援学校教員の当該学校教諭等免許保有率]

| 年度 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 免許保有率 | 75.1% | 76.2% | 77.4% | 78.8% | 80.6% |

【参考】特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許保有率は 29.6% (H28)

- 義務教育課、県教育センター、各教育事務所、各市町村教育委員会における特別支援教育関係の研修が、経験年数や職種、校務分掌等に応じて計画的かつ効率的に実施されるよう研修体制を整備してきました。
- 特別支援学校の教員を毎年長期研修に派遣したり、国立特別支援教育総合研究所の専門研修派遣対象を中学校にも拡大したりして積極的に教員を長期研修に派遣し、特別支援教育の専門性の維持・向上を図ってきました。

＜今後に向けた課題と新たな施策の必要性＞

- ① 平成 27 年 12 月の中教審答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」においては、平成 32 年度までにおおむね全ての特別支援学校教員が当該学校教諭等免許状を保有することを目指すとともに、小中学校の特別支援学級担任の保有率についても、現状の 2 倍程度を目標として特別支援学校教諭免許状の取得を進めることが期待されると示されています。
- ② 小中学校等・高等学校においては、多様なニーズに対応するため、特に、校内で特別支援教育の核となる特別支援学級担任及び通級指導教室の担当者、特別支援教育コーディネーター等の専門性向上を図っていく必要があります。
- ③ 国立特別支援教育総合研究所、大学、県教育センター、中央研修等の長期研修へ教員を派遣するなどして、各学校において核となる人材や将来の特別支援教育を担う人材を計画的に育成していく必要があります。
- ④ 専門性の中身として、障がいのある子どものコミュニケーションに関するスキル、子どもの障がいの実態を理解するためのアセスメントのスキル、子どもの将来を見通した指導を行うためのキャリア教育のスキルについても向上を図っていく必要があります。

＜施策の方向性＞



- ◇特別支援学校及び特別支援学級の教員については、自信と意欲をもって指導にあたることのできるよう、未保有の教員へ特別支援学校教諭免許状の取得を促していきます。
- ◇小中学校等、高等学校において特別支援教育の核となる人材及び特別支援学校において核となる人材の育成に努めます。
- ◇それぞれの障がいの特性に応じた指導・支援の充実を図るため、必要な研修の充実を図っていきます。

今後の具体的な取組み

(1) 特別支援学校教諭免許状の保有率の向上

特別支援教育に携わる教員全てが高い専門性をもって指導にあたることができるよう、次のことに取り組んで、より一層免許状の保有率向上を図っていきます。

- ① 免許状取得に必要な単位を取得するための免許法認定講習を開講し、免許状の取得を促進するための環境を整備する。
- ② 特別支援学校教諭の新規採用者については、特別支援学校教諭免許状を保有する者を採用する。
- ③ 特別支援学校においては、免許状を保有することの意義と必要性を周知するとともに、免許状の保有状況を調べ、未保有の教員に対しては、免許状取得に向けた単位取得の見通しを確認し、取得を働きかけていく。

これらの取組みによって、平成32年度までに、おおむね全ての特別支援学校教員が特別支援学校教諭免許状を保有することを目指します。さらに、特別支援学級担任についても積極的に働きかけて取得を進め、免許状の保有率向上を図っていきます。

(2) 小中学校等、高等学校において特別支援教育の核となる人材の育成

- ① 特別支援教育コーディネーターを複数指名することを促進し、特別支援教育を担当する教員を増やして、これを育てていくことを推進していきます。
- ② 特別支援教育コーディネーターのほか、各小中学校等の特別支援学級の担任並びに各小中学校等及び高等学校の通級指導教室の担当者など、各学校において特別支援教育の核となる人材を育成するため、特別支援教育に関わる研修会や研究協議会等の充実に努めます。
- ③ 各地域において、障がいのある児童生徒の指導や相談・支援の核となる教員を育成するため、国立特別支援教育総合研究所等の長期研修に教員を派遣したり、小中学校等と特別支援学校との人事交流を図ったりしていきます。→【施策の枠組み³】と関連

(3) 特別支援学校において核となる人材の育成 →【施策の枠組み⁴】と関連

- ① 特別支援学校の教員を計画的に長期研修等に派遣し、各特別支援学校において核となる人材及びセンター的機能を発揮した地域支援を担う人材の育成を図ります。
- ② これらの教員や経験豊かな教員を中心として校内研修が充実し、各学校における指導・支援及びセンター的機能を発揮した地域支援が充実するよう促進していきます。

(4) 障がいの特性に応じた指導・支援に関する研修の充実

次のような障がいの特性に応じた指導・支援に関する研修の充実を図ります。

- ① 手話や点字など障がいのある子どものコミュニケーションに関する研修。
- ② 特に発達障がいのある子どもの実態把握や指導改善に向けたアセスメントや、将来を見通した指導を行うための進路指導やキャリア教育に関する研修。
- ③ 合理的配慮の提供に向け、特別支援教育に係る I C T機器の活用や視覚障がいや発達障がい等に有効とされる音声教材やデジタル教材の活用に係る研修。

-
- 注 *27 インクル DB：独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設しているインクルーシブ教育システム構築に関連する様々な情報を掲載したインクルーシブ教育システム構築支援データベースの略称。(P. 31)
- *28 やまがたサポートファイル：発達障がい等の支援が必要な方の個性や必要な配慮などの情報をファイリングしていくもの。本人の年齢などにあわせて【スタンダード版】【セルフ版】の2種類がある。4種類のシート（フェースシート、支援・診療の履歴、現在の様子、資料の見出しと記載マニュアルで構成されている。保育所・幼稚園への入園、就学・進学・就労時など、次のステージへ進む際に、本人の特徴や接し方、対処の方法などを引き継いでいくファイル。これまでの記録などを整理しておくことで、生活場面が変わったり、色々な機関に相談をしたりする際に、状況を伝えやすくなる。平成27年7月より、県内全域で運用開始。健康福祉部障がい福祉課作成。(P. 33)
- *29 ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）の略であり、IT（Information Technology）とほぼ同義の意味を持つが、コンピューター関連の技術をIT、コンピューター技術の活用に着目する場合をICTと、区別して用いる場合がある。国際的にICTが定着していることなどから、日本でも近年ICTがITに代わる言葉として広まりつつある。(P. 36)
- *30 ADL：activities of daily living（日常生活動作）の略語。食事・更衣・移動・排泄・整容・入浴など生活を営む上で不可欠な基本的行動を指す。(P. 39)